

第38回平成23年9月与謝野町議会定例会会議録(第10号)

招集年月日 平成23年10月4日

開閉会日時 午前9時32分 開会 ～ 午後6時26分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均 (午前中欠席)
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室補佐	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|---------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 97号 | 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について
(質疑) |
| 追加日程第 1 | 議員発議第2号 | 「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する付帯決議(案)について
(提案理由説明～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時32分)

議長 (井田義之) おはようございます。

また、休み明けで本日、一日お世話になります。北海道のほうから氷のうわさが参ってきております。十分に体に気をつけながら頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご報告しておきます。垣中教育長から午前中欠席の届が参っております。宇野会計室長が欠席の届が参っており、飯澤室長補佐が出席をしていただいておりますので、ご報告をしておきます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めたいと思います。

日程第1 議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。引き続き質疑を続行したいと思いますが、その質疑に入ります前に過日の糸井議員、赤松議員に対する答弁漏れがありましたので、その答弁がしたいということで、伊藤議員に対する答弁もだそうです。

奥野総務課長。

総務課長 (奥野 稔) おはようございます。

お時間をいただきたいというふうに思っております。今、議長のほうからありましたですけども、伊藤議員と赤松議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。伊藤議員につきましては、時間外勤務時間が最高、月に何時間ぐらいあるんだというご質問を受けました。そうした中で、一人最高で月に176時間というのがございます。これにつきましては、昨年度は選挙がございました。選挙にかかわる職員が月当たり176時間という状態になっております。それから、育児休暇の取得人数ということでございます。育児休業の取得は、まず、男性が、対象者が9人に対しましてゼロ、それから、女性につきましては5人の対象者で、全員の5人が育児休業を取得されております。したがって、取得の申請がございましたから、それを拒否しているものではございません。

それから、赤松議員のほうから、この決算書の主な物品等のことでございます。この物品につきましては、ここに記載いたしますのは、流れといたしましては、各課で物品を管理いたしております。そうした中で、照会をかけた昨年度、本年度、いわゆる増減につきましても、各課で調査をしていただいて、それをまとめたものでございます。中でも農林課長も答弁をさせていただいておりましたけれども、一式といったものがございますけれども、それらの詳細については各課で管理をいたしておりますので、よろしくご理解がいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 (井田義之) それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、杉上議員。

4番 (杉上忠義) それでは、平成22年度の決算の質疑、第2回目を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

決算資料の16ページでございますけれども、地方債と財政健全化についてお尋ねいたします。

京都府は21日、府内の26市町村の2010年度の決算をもとにした財政健全化の指標を発表し、次の日に新聞報道されたところでございます。ご存じのように収入に対する借金返済額の割合を示す実質公債費比率、将来負担する負債の割合を示す将来負担比率の指標を公表したところでございます。ご存じのように自治体は財政健全化法で義務づけられている公表でございます。もう一つ重要なのは、地方債の発行は2006年から許可制から協議制に変わっております。本町におきましても実質公債費比率が16.5%となっておりますから、許可制から協議制になったというふうに思いますが、実態といいますか、実情をどのようにして地方債の発行が行われているか、お尋ねいたします。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） おはようございます。

ただいまのご質問でございますが、議員が今、ご紹介いただきましたように現在は地方債の借入れにつきましては、許可制から協議制ということになっております。したがって、町から書類を作成いたしまして、京都府内、国のほうに協議をさせていただいて、それにより決定を受けて借入れを行っているということでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 本町におきましては、先ほど申し上げましたように16.5%ということで、協議制で地方債の発行が行われているということだと思います。

もう1点、お尋ねしたいのは決算資料の49ページでございますけれども、ここにずらずらっと地方債の発行が、一覧表が出ております。この合併特例債がずらっとあるわけですが、8億4,800万円ですか、この合併特例債も協議制で発行されているのか、お尋ねいたします。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

決算参考資料49ページに平成22年度の一般会計、特別会計、水道事業会計全体の地方債の発行一覧を掲載させていただいております。たくさん書いてございますが、一番下の表にまとめをしております。平成22年度におきましては、例えば、合併特例債は今、議員、ご指摘のように8億4,800万円を借入れしているということでございます。これにつきましても、他の起債と同様に協議をして決定を受けて借入れを行っているというものでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） ここに書いてありますように、備考欄でございますけれども、京都府の事業、丹後縦貫林道フレッシュ事業、急傾斜地の対策事業ですね、これに対しても与謝野町の合併特例債が使われるということは少しいかなものかと思っておりますけれども、この実情は、どういうふうになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

今、議員、ご紹介がありました、この表の中の丹後縦貫林道リフレッシュ事業、急傾斜地対策事業につきましては、いわゆる京都府の事業に対して与謝野町の負担が伴うという内容のもので、これは、その事業の制度の中で京都府と、それから、その地元の市町村、これが負担をし合うということになっております。例えば、この丹後縦貫林道リフレッシュ事業でありますと、丹後半

島の北から与謝野町まで、宮津市や与謝野町や京丹後市を通るわけですが、それらの町の負担も含めて当町が負担すべき額というのが出てまいります。それに対して、この合併特例債が借り受けられるということで、この起債を起こしていると、こういうことでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 合併特例債の関連でもう1点、お尋ねいたします。文教厚生常任委員会では指摘もされて議論があったんですけれども、本会議では、まだないと思いますので、加工場の跡地の瓦れきの処理に対して、合併特例債を使用するという課長からの報告、説明があったわけですが、企画財政の担当としては、非常に心苦しい決断だったと思うんですけれども、企画財政としてのご判断をお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

京都府を通じて国のほうから合併特例債をお借りしているわけですが、一応、瓦れきというふうに議員もご指摘はございますけれども、全体的には福祉の施設を整備する前段としての造成工事を行うわけでございます。したがって、その造成工事に対して京都府の方と協議の上で合併特例債を借り受けられる方向で今、進んでいると、こういうことでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、協議中ということですが、まだ、協議が整ったわけではないわけですか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

正式には、まだ、決定は来ておりません。まだ、工事が動いておりますので、額もまだ、固まらないということもございます。しかし、京都府を通じて協議を繰り返し行ってきておまして、その中では合併特例債の対象にさせていただける方向で今、お考えをいただいているということでございますので、時が来れば決定をさせていただけるのではないかと、このように見込んでおります。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、聞いていますと、やはり地方分権が進展しまして、許可という、総務省の許可なんていうのは古い言葉になってしまったと思うんですけれども、この加工場の跡地につきましては、文教厚生でも指摘がありましたけれども、本来の合併特例債の使われ方と、やや違った方向でいっているのではないかと、このように、私も思うわけですが、その辺の京都府の見解と申しますか、指導はどのようなふうになっているのでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

合併特例債は一応その借り受けられる限度額というのがございますが、当町としては、いっぱい、いっぱい借りている状況にはないということでございます。合併して5年がたっておりますけれども、今、平成22年度で3割、4割の間にいると思います。発行限度額に対して。その活用の目的については、合併後の、いわゆる一体感の醸成という部分で、いろんな方面に協議をさせていただいて、できるだけ京都府のほうも国のほうも広く活用できるように、そういうご配慮

はしていただけているというように思っておりますし、そういった事業に、借金ですので、やみくもにたくさん借りようということではありませんけれども、なかなか財源の乏しい当町にとりましては、それらを有効に活用させていただいて、まちづくりに生かしていくということは非常に大事なことであり、ありがたいことですので、そういった考え方で協議をさせていただいているということでございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 課長の今、答弁にありましたように地域の一体感、社会資本の整備に使われているのか本来の使われ方だというふうに思います。京都府との協議が整いましたら、また、ご報告いただきまして、議論をしたいというふうに思います。あまり財政健全化の指標にとらわれ過ぎるといふか、あまり意識し過ぎて、この厳しい不況下におきまして財政出動がちゅうちょされるということが心配されるわけですが、どういうふうな事業が必要かという判断をしながら地方債の発行をされていると思います。しかしながら、あまりにも今、申し上げましたように協議制から許可制にかわる18%を意識すると事業の伸張が、かなりちゅうちょされると思うんですけれども、その辺の取り組み方は財政担当といたしましては、どういう取り組みをされているのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

先ほど議員がご指摘でございました実質公債費比率、平成22年度の決算におきましては、当町は16.5%ということでございます。この値は京都府全体の中で見てみますと、いわゆる25団体中18位に位置するというところでございます。これは小さいほうの数字から勘定して、すなわち、いいほうから勘定して25団体中18位ということでもあります。したがって、中間よりも苦しいほうにいくというのが実態であろうかというふうに思っております。ただ、これがいわゆる黄色信号といいまして、早期健全化基準25%、さらには赤信号の財政再生基準、これらには、まだまだ、達していない、まだ、健全な範囲にいるということは申し上げておきたいというふうに思います。ただし、今も議員が言われましたように、行政課題はメジロ押しでございます。したがって、今後、交付税が削減されていく方向にあるという中で、公債費の抑制というものは考えていかなければならないというふうに思っておりますので、今後の考えられる町が課題としている事業を洗い出しをいたしまして、その中から健全財政の中で事業執行が行っていくように運営をしていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも厳しい経済情勢の中で、積極財政もとっていただかなければいけないときもありますし、健全化もやっていただかなければならないという非常に難しい時期でございますけれども、今後の予算編成におきまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2点目、決算資料の110ページでございまして町営バス運行事業、コミュニティバスのひまわりにつきまして、地域の要望を取り入れていただきまして運行をされているというふうに思っております。いよいよ10月1日にはリフレかやの里が、にぎやかにオープンしたというふうに聞いております。しかしながら、リフレを通るのが月曜、水曜、金曜日でありまして、水曜日はリフレの休業日でございます。ぜひとも土日を意識していただきまして、コミュニティバスの運

行計画を見直していただけるかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

ひまわりバスの運行につきましては、いろんな声をお聞きする中で、3月にダイヤ改正を行いながら、できるだけ町民の皆さんにご利用いただけるような形を追求しながら現在、第3期、3年目の運行にあるということでございます。リフレかやの里もオープンいたしまして、停留所にバスがとまるわけですけれども、土日、支障があるというようなご指摘も賜りましたので、可能であれば、そのようにしたいと思っておりますけれども、お約束はただ、今のところはできかねますけれども、いろんな意見をお聞かせいただく中で、そのことも参考にさせていただきたいと、このように思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 3月にダイヤ改正を行ったところだということですが、地域の要望といたしましては、その高齢者の方が、なかなかリフレまで行く交通手段がないということで、せっかくのオープンの日に行けないという声は随分聞きましたので、ぜひとも、今、課長の答弁がありましたように、週末の土曜、日曜を意識していただきまして運行計画を練り直していただきたいなというふうなお願いをしておきます。

3点目につきまして、決算資料の155ページでございます。観光費の一般経費、広域観光団体に加盟していただきまして、積極的に広域観光に取り組んでいただいているわけですが、先般、福知山の議会関係者の方からお話をいただきまして、福知山としては大江山につきまして、千年の森構想を発表されまして、大江山をどうしようかということで取り組みが始まっております。そこで大江町の時代は旧加悦町とも、かなりの交流、連携、連帯があったわけですが、福知山市になってから、少し大江山に関する取り組みの一体化が薄れてきたというご指摘もございます。その辺を踏まえまして、大江山を中心にした広域観光の取り組みをどう考えているか、商工観光課長にお尋ねいたします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 大江山観光に伴います観光の、与謝野町における考え方でございますけれども、ご承知かと思っておりますけれども、福知山市ということで合併されました、大江町という形にはなっておりますけれども、引き続き福知山、宮津、与謝野というくくりの中で大江山観光開発協議会という広域組織を現在も持っております、その中で国定公園になった経過もありますので、開発協議会という形で、どうあるべきかということを議論してきたわけですが、名前は変わっておりませんが、開発というよりも、どういった管理をしていくのが望ましいかという部分を中心に現在のところは、組織としては動いております。

例えば案内誘導看板だとか、そういうもてなしの部分の醸成を図っていくための施設整備、ソフト面での整備を現在、行っているところでございます。この辺につきましては、旧加悦町さんや大江町さんとの連携もあったわけですが、そのあたりも十分引き継ぎをしながら現在も取り組んでおりますし、引き続き、この協議会を、さらにはもう少し発展的な形で連携をとりながら取り組むことができたらなというふうに思っておりますけれども、現在、イベントといたしましては、5月の最終日曜日に大江山一斉登山、それぞれの拠点から千丈に向かって何百人の方が

来られるというような取り組みもしておりますので、大江山に親しんでいただくような取り組みも、この協議会で行っていきながら活性化を図っていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 丹後広域観光キャンペーンから福知山市が外れているわけですね。この辺が難しい問題だと思うんですけども、丹後広域観光キャンペーンの中で、福知山市との連携につきまして、どういう意見が出ているのでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 私も長い間、この組織とのつき合いはさせていただいておりますけれども、この10数年来、丹後というくくり中では、やはり福知山、大江山から向こう側については、やはり丹後のエリアとしての観光じゃなくて、中丹というくくりの中での組織立ての中で動いておられるということでございます。

それから、舞鶴につきましては日本海エリアということで、こちらのほうに丹後というくくりではないんですが、こちらと一緒にやっておりますけれども、例えば、綾部なんかも中丹というくくりの中でやっておりますので、丹後広域としては、そういう位置づけでございますけれども、先ほど申し上げました大江山を一つの観光地とした中では十分連携を、与謝野町としては図っていくべきだというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 福知山市、あるいは綾部市の方でも福知山、綾部が丹後の玄関口だという意識を持っておられる方もございますので、ぜひとも丹後広域観光キャンペーンの実施をされるときには、福知山市とも大江山については、よく連携をしていただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

4点目につきまして、決算書の82ページですけれども、職員の研修費、人材育成費だと思うんですけども54万1,000円上がっております。しかしながら、この変化の激しいときには、職員の研修につきましては、各課で取り組まれている面もあると思うんですけども、いささか金額からしても、少ないんじゃないかというふうに思いますけれども、総務課長にお尋ねしますが、職員の研修の実施状況はどういうふうになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問でございます。職員研修につきましては、毎年度、ご質問をいただきます。参考資料にもつけております。主に京都府の振興協会といったところで、まずは研修をさせていただいております。そうした中で、参考資料に述べております項目について、職員を研修させていただいております。それから、昨年度は従前よりご指摘をいただいております職員を講師にして研修をというようなご意見もいただいております中で、昨年度は介護についてといったことを福祉課の職員による研修を全員にするといったようなことでございます。そうした中で、知識だとか、そういったレベルの修得というものは一定、必要だというふうに考えておまして、振興協会を活用させていただいております。

それから、課題となっております職員を講師にすることによって職員に対する研修、これは職員を、講師になった職員の研修といったことを含めまして、日ごろから研さんを積むといった効果があるわけでございますけれども、そういったことも進めていきたいというふうに思っております。

ます。以上、ちょっと簡単でございますけれども、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 数年前だったと思うんですけども、NTTから講師が来られまして、電話の応対の講習とか随分、取り組まれたというふうに思うんですけども、そういった方法もありますので、出張して出て行って講習を受けるだけでなしに、与謝野町に来ていただいて研修会を開催するという方法もございますので、いろんな方法がございますので、もう少し深く取り組みを行うべきだというふうに思うんですけども、課長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、議員、ご指摘がありました、そのNTTの関係につきましても、新人職員についてはさせていただいております。また、野田川ユースセンターで行われます、あそこのところが主催されます接遇だとか、そういった研修につきましても、新人職員を派遣いたしましたりして、できるだけそういう機会をとらえて、何も本による勉強ばかりではなく、人との研修といったことも努めさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひともいろんな面から工夫して取り組んでいただきたいというふうに思います。最後の質問といいますか、今、決算質疑が行われているわけでございますけれども、有吉議員の指摘もありましたように、例えば治山事業に取り組む場合は農林課と建設課の連携、私のちりめん街道の質問でいきますと教育委員会と商工観光課と建設課とかいう、この連携が非常に重要になってきた時期だというふうに思っております。一つ屋根の下で仕事をしていないのが理由かもわかりませんが、職員がですね。庁舎が分散しているということで、いろんな面で難しい面があると思うんですけども、その辺の連帯感といいますか、課長間の討議のあり方につきまして、今後の方針を最後に町長にお尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前にもお答えしたかと思いますが、それぞれの事業ごとに連携していかなければ、なかなか進めにくい問題が多々ございます。できるだけ、そうした連携をとるような形で、また、全体で問題としなければならぬときには、やはりまちづくり本部会等で一定の方針を定める中で対応をしていくという方法をとっておりますし、それぞれいろんなことを進めますのには、もうそうした連携というものが不可欠でございます。それぞれの課の判断で、それぞれが連携をとりながらやっているというのが現実だというふうに思います。そうしたためには、非常に時間的なロスといいますか、そうしたことがあるのも、これ事実でございますので、できるだけ、そうしたロスがないような形での連携を今はやっているというふうに判断しております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） スピード感も要る時代でございますし、慎重な議論も要るときもでございます。どうか、庁舎は分散してはいますが、一つ屋根の下にいるという感覚は持っていただきまして、今後の取り組みをお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 質疑ありませんか。

6 番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、平成22年度一般会計決算認定について質問いたします。

決算資料の100ページですが、東日本大震災支援事業のところですが、総務課長にお尋ねいたします。東日本大震災支援事業で支援物資の提供が町保有分からアルファ米1,000食、たまごスープ4,000食を提供したとありますが、東日本大震災の以前には、これだけの備蓄があったということでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 4,000食は備蓄のものを持ってまいりました。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 4,000食だけ備蓄があったということですか、町に。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 保有してあるものを持っていったというふうに理解しております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） ということは1万食、備蓄があったということによろしいですね、理解をさせてもらってね。

この前、一般質問でさせていただいたときには、現在が4,200食、今、備蓄があるというふうにご答弁をいただいたと記憶しておるんですけども、1万食には、それでは戻すことを考えておられますか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 備蓄につきましては、毎年度、毎年度、特に食品につきましては補充をさせていただいております。そうした中で、そういったものも補充を、やはりそれに近いところまで補充をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 今から1万食までに備蓄をされるということのように理解いたしました。今現在、4,200食しかないというふうに、この前は聞かせていただいたものですから、4,200食というのは、一日3回食べたとしても1,400人分なんですよね、一日分が。こんな量では大変少ないなという気で、ちょっと今回、質問させていただきました。せいぜい各地区の公民館や学校にも備蓄するというようなこともお聞きしておりますので、もっともってこれは1万食でも足らんのかなというふうに思いますので、どうか、これはいざという時のことですから、備蓄をお願いしたいというふうに思います。

次の質問をいたします。決算資料の163ページになります。都市公園整備事業の中で阿蘇シーサイドパークの整備を行いましたとありますが、阿蘇シーサイドパークの整備は、ことして終わるのでしょうか。現在の進捗状況を教えていただけませんか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今のところ平成24年度を完了予定年度というふうにさせていただいております。ただ、この間も申し上げましたように、東日本大震災の関係がございまして、いわゆる補助金がなかなか100%来ないというふうな実態もございまして、その辺のところは今後、どういうふうなことになるのかというふうなことを危惧しております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 平成24年度に完成というふうなことのご答弁をいただきました。実は、あの都市機能用地の端のほうに石像の文殊の知恵の輪が置いてあるんです。草むらにぽいと置いてあるんです。これは旧岩滝町時代に、平成13年から14年のように聞いておりますけれども、岩滝の住民の方から寄贈されたものでして、大変立派な知恵の輪なんです、なかなか阿蘇シーサイドパークが完成しないので何年も寝かしてあったと思うんですけれども、この6月に海岸道路が開通しまして、寄贈された方もですね、どうなっておるんだろうかなというふうなことをおっしゃっておられまして、本人にしてみれば相当長く、もう9年も10年も待っておられた状況ですので、これはどういうふうに町としては考えておられるのか、大変立派な知恵の輪なんでね、天橋立が見える海岸道路にはぴったりの風景になると、私は思うんですけれども、どのような計画があるか教えていただけますか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。都市機能用地の隅にそういったもの置いてあるというふうなことは承知しております。ただ、今の都市公園整備事業の中で、そういったものについて、使って整備をするというふうなことは旧町から引き継いだ中でも、そういったことはございません。したがって、今そういうふうに置いてあるというふうなことは承知しておりますけれども、それを使って都市公園の中に、そういうふうなものをというふうなことは今、考えておりません。ただ、そうやって旧町から都市機能用地に置かれたというふうなことは聞いておりますので、今後、例えば、都市機能用地を整備するに当たって、今、多目的広場というふうな位置づけで整備をしたいというふうに考えておりますけれども、その中で、そういったことも含めて、どういった活用ができるのかというふうなことを考えていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今のところ全く計画がないと、使うかどうかはわからないというご答弁だったと思いますが、あれも結構高いものだと思うんです。寄贈された人の気持ちを思うと、そんな答弁でいいんでしょうかと、私は不思議に思うんですけれども、これは町長どうなんですかね。こういうふうなことは、どのように町長は思っておられますか。せっかくいただいたものを、そのまま放置しておくというもおかしいですし、これからの計画がないということがおかしいと思うんですが、どうですか、町長。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 知恵の輪が、そういうふうに置かれているということにつきまして、私も初めてお聞きしました。担当課のほうでは、十分それは承知しているというふうに思いますし、どういうふうに生かしていくのか、全く旧町からの、そういうものも今の答弁の中で、なかったように今、聞きましたので、やはり今後の問題として、どうしていくかということは、やはり検討していく必要があるかなというふうに思います。せっかくいただきましたものでございますので、有効に生かせるような形は考える必要はあるかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 十分に生かしていけるように考えるというふうなご答弁をいただきましたので、しっかり町のほうで、せっかくいただいたものを、そのまま放置しておくというのは、非常に残

念なことでありますので、町民に対する信頼も薄れてくるというふうに思いますので、どうかこれはしっかり考えていただきますようお願いしまして、質問を終わります。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほど議員のご質問の中で補充をさせていただいております。先ほどアルファ米と、それから、そういった備蓄の食糧を、町保有分の持っていったとかということですが、持っていきましては町保有分を持っていかせていただきました。そうした中で昨年度の決算の中で災害対策資機材整備事業というのがございます。その中で、たまごスープ4,000食と、それからアルファ米3,000食を、ここで執行させていただきまして、補充をさせていただきました。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） 一般会計22年度の決算の2回目の質問をさせていただきます。

まず、指定管理者制度で町が事業を行っている施設について、質問をいたします。指定管理者制度は地方自治法の一部改正で2003年6月13日に公布、同年9月2日に施行されました。それまでは地方公共団体や、その他の外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度であります。公の施設には、いわゆる箱物施設だけでなく、道路、水道や公園等も含まれるとされております。公営組織の法人化、いわゆる民営化の一環とみなすことができると思います。なぜ指定管理として事業を進めるのかということにつきましては、一般的には利用時間の延長など、施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上、管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減などがうたわれております。

そこで、資料67ページ、与謝野町の22年度、23施設の指定管理施設の全体の事業と収支の状況について質問をしたいと思っております。指定管理者の手続を決めた町の条例、平成18年3月1日、施行によりますと、毎年度、終了後1カ月以内に五つの報告を町長に提出するとなっております。五つとは五つの項目ですが、そのうちまず、一つ目に管理業務の実施状況です。二つ目に公の施設の利用状況です。三つ目に利用料金の収入の実績。四つ目に経費の収支状況。五つ目に、その他必要な事項を記載した事業報告書ということになっております。その中で、1番から4番まで、この67ページには、それぞれに書いてあるわけですが、まず、その中で指定管理の期間の決め方ですね、それから、指定管理料の決め方について、ある程度の、こういう方向でやるんだというものが決まっていれば、その点についてお尋ねしたいと思います。担当課長、よろしくをお願いします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 指定管理の今、指定管理料と、それから期限の決定をされるに当たっては、どういった根拠でお決めになっているんですかというようなことでございました。指定管理につきましては、指定管理者の選考委員会というものを持っております。そうした中で個別の、それぞれ歴史と事情を持っております。そういった中で期間と指定管理料を決めさせていただいております。したがって、これがどうかといった基準は、それぞれにおいて事情を勘案しながら決めているといったものでございます。そうした中で、指定管理を合併以来5年を経過しました。

来年度は、これを見ていただいたらわかるとおり24年3月31日といったものが、また、指定期間の期限を迎えるものが出てまいります。そうした中で、今、ただいま私も総務課のほうといたしましては、指定期間、それから指定管理料、それから、それらほかの分につきましても一定のガイドラインをつくる必要があるのではないかとということもございまして、ただいま事務的に、それを進めております。したがって、それらの、また、結果を受けまして、内部で検討した結果、また、そういった基準を、大まかな基準を設けていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 期間については、それぞれ、その都度、委員会で決めているということですが、現在、この23の施設は、それぞれ長短あると思うんですが、何年から何年ぐらいの範囲で指定期間が決まっているのでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これを、この指定期間を見ていただきましたらわかるかと思えますけれども、おおむね3年が、多いのがございます。大体決め方としては3年、5年、10年と、全国の自治体的には設けているようですけれども、これを見ていきましたら3年、5年の指定期間が多い現状になっております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そのように一応、記載はしてありますが、そうすると最初の期間が済めば引き続き、今までは続けて指定管理を受けているというような状況が古墳公園以外にはあるようですが、そういうふうに理解してよろしいですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 指定管理につきましても、いろんな対象施設に性格があると思います。営利を主に目的としていってるところから文化施設、それから、福祉関係といったこととございます。指定管理につきましても、もうご承知であるかと思えますけれども、原則は、やはり公募というものがございます。そうした公募という前提がある中で、それぞれの対象施設の性格なり、いろんな事情を勘案いたしまして引き続きお願いするところがあるかもわかりませんが、原則は、一定は公募の道も検討する中で、結果として公募をできないといったケースもあるかというふうに考えております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 公募という方法も基本的にはあるようですが、なかなか公募をされて我も我もという団体が出てくるというのは、ごく少ないように思っています、実態は大体、最初に指定管理を受けたところが、そのまま引き続きやっておられるというように思うんですが、その管理料ですね、管理料というのは最初に3年とか5年とか決めた時点で、大体もう決まってしまうのか、それとも年々ですね、その運営努力によって変わっていったいいものなのか、変わっていくものなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それぞれ個別にあるわけですがけれども、指定期間を3年間といたしましたら、その期間は、その指定管理料でお世話になっているといったのが通常ではないかというふうに思っ

ております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） とすると、その3年間は、いわゆる運営努力によって収益が上がってきても指定料金は、そのまま据え置きという形になるというふうに理解してよろしいですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えします。

それぞれ、その中で年度協定というものが結ばれているようでございます。特に黒字等ができましたら、その段階で協議の場を設けておるとというのが実態のようでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、ここに載せてある決算の資料について、先ほど5項目の、そのうち実際に載っているのは4項目なんですが、それについて、これはすべて、それぞれの担当課で入金、入金の監査をきちんと調べたということでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ここに23施設ございます。それぞれ一番右を見ていただきましたら、担当課ということになっております。総務課といたしましては、指定管理制度の全体の制度的なものを扱わせていただいております。今、議員がご質問になられましたように、それぞれの課で、先ほど言われました提出書類等の確認なり、管理は各課でさせていただいておりますというのが実情です。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、その収支状況の、この決算書のつくり方で3番の収入の実績に関する事項の中に、その上から書いてある団体と、書いてない団体があるんですが、前年度繰越金という額があるんですが、この繰越金の取り扱いというのは、それぞれの団体によって、どのようになっているのでしょうか。一番気になるのは、今年度の、この報告書の中には繰越金という金額は、どの団体も全部ゼロです。それから、前年度を見ますと繰越金という名目でお金が、金額の記載があるのが4団体ですか、前年度は、21年度は。なぜ、今年度になって、その繰越金が全部、すべての団体で、その繰越金の記載がないようになったのか、その点についてお伺いします。

個々に言いましょうか、事業ごとの、個々に。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） では個々に言います。一番最初の67ページの番号というところで書いてある番号でいきますと、2番の椿文化資料館が21年度が10万4,847円の前年度繰り越しというのが記載されていましたが、今年度はありません。それから、5番の石川農構センターが32万8,392円の前年度繰り越しというのがありましたが、22年度はありません。それから9番のツバキ育苗温室というのが16万8,802円ということがありましたが、22年度はありません。それから、20番の一字観公園が67万1,699円という繰り越しがありましたが、今年度はありません。以上です。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。それぞれの課で答弁してください。

土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えいたします。

2番の加悦の椿文化資料館でございます。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。私も今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた、報告させていただきます。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。農林課のほうとしましては、今、ご指摘がありました石川の農構改善センターとツバキ育苗温室が担当しておる部分だというふうに思っておりますが、そのご質問の内容につきましては、ちょっと把握しておりませんので、後で答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 一字観公園所管課でございますが、お答えいたしますけれども、一字観公園につきましては、現在、資料として出しております部分については、いわゆる行政決算みたいな形を出しておりますので、そういう形にしております。しかしながら、本件の決算につきましては、いわゆる貸借対照表から、その中の流動資産とか、そういう部分の中でうたっていただいておりますので、ちょっと目に見えにくいところはございますけれども、私は、それでいいというふうに思っております。

議長（井田義之） ここで塩見議員の質問の途中ですが、10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時50分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

先ほどの塩見議員に対する答弁を求めます。

永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

確かに平成21年度の決算資料につきましては、繰越金が入っておる決算資料が添付をしてあるということでございますが、去年の、その決算資料につきましては繰越金を入れて収支状況を報告している指定管理者と、そうでないものとまばらであったというようなことがあったようでございます。したがって、本年度は議会のほうに資料として出させていただく内容としましては、その単年度の収支がわかるような形で資料を出すということで総務課のほうで統一がされたということで、繰越金を省いて資料が作成をされたということのようでございます。

ちなみに、それで農林課の関係でいいますと、千年ツバキの育苗温室でありますと、前年度の繰り越しが17万9,816円でございます。それから、石川の農構センターであれば29万31円繰越金があるということでございます。指定管理者のほうから、そういう内容で決算書はいただいております。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、農林課長から統一したという話がありました。会社の決算等につきましては、貸借対照表と損益計算書というのがございます。貸借対照表は暦年の資産だとか、そういったものをあらわすものだと思っております。そこで、この今、農林課長が申しあげましたように、商法の決算でいいましたら損益計算書、その単年度の収支について損益計算書のレベルで掲載をさせていただいて、その年度の収支がわかるようにといったことで、この表をつくらせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 最初に言いましたように、年度ごとの収支の報告書だということは、僕も言いましたので、そのことは十分理解して質問をしているわけですが、なぜ、21年度で、それが書いてある、書いてない。22年度は全部ないと、単年度だからなくしたということのようですが、そうすると以前の報告書そのものは正規というんですか、きちんとしたものじゃなかったと、それぞれに違いがあったというふうに理解しておっいたらいいわけですか。それとも、ただ、それぞれの事業者から担当課に上がってきたそのものを記載して発表しているだけで、統一的に町として発表、いわゆる公表をして、資料としているのではないと、こういうことでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今年度から統一をさせていただきましたのは、先ほど申し上げましたように当期、年度の損益、いわゆる、その年度の収支がわかるようにとといったことで統一をさせていただきました、表とさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 何遍も同じことを言うておっても仕方ないので、先へ行きます。今、当年度の当期の損益ですが、それは、貸借対照表とかいろいろなもので発表されているというふうに今、おっしゃいましたが、いただく資料の中に、そういう部分もきちんと入れておいていただかないと、なかなか事業そのものが経年度にわたってのが割に見にくいと、わかりにくいというように思うんですが、そういう点の資料の整理ということを今後、していただくというようなことは無理なんでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） いうたら貸借対照表でございましたら、ずっと累積の赤字だとか、いろんなものの表が、決算書が出ております。今、議員がご指摘がございました、もう少しわかりやすいようにと、暦年の関係もわかるようにとということでございます。これはちょっとまた、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その中で、従事者の数、1番にあるんですが、これが常勤とか非常勤とかいうふうに分かれているんですが、この常勤と非常勤の違いというのは、どういうところで出ているのでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましても、それぞれの指定管理者によりましての判断で常勤、非常勤というのが出ておると思います。そうした中で、この表を作成するに当たりまして、常勤と非常勤と、どういったことの基準で分けておるのかといったことにつきましては、ちょっと総務課としては承知をいたしておりません。申しわけございませんけれども。それぞれの各施設におきまして、指定管理者におきまして、どのような判断をされているかということは、申しわけないですけれども、私のほうではちょっとつかんでおりませんので、申しわけございません。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それぞれの団体が出されているように、そのままを個々、出しておるといような答弁だったというふうに理解をいたします。

その中で古墳公園は前年度まで指定管理で、22年度は指定管理を外れて直営になったようです。この古墳公園につきましては入園者数が前年、決算の前年ですが、3,202人から直営になって3,041人に減っております。21年度の指定管理のときには指定管理料が663万8,000円であったものが、直営になって事業費として463万3,000円というふうになっているんですが、この指定管理から直営になって事業そのものは、どういふふうに変わって、こういう金額になっていったのかということについて、説明をお願いします。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

今議会でもご説明させていただいたと思うんですが、22年度、緊急雇用で草刈り、それから、事務員で支出をしておりますので、額が下がったというんですか、数字的には、そういう額になったということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ということは、また、指定管理に持っていきたいというようなことも答弁の中であったように思ったんですが、一応、緊急雇用がなくなれば、また、最初の指定管理料660万幾らですか、こういうような形で指定管理になっていくだろうというふうに予測ができるわけですが、公募をされたり、いろんな面があるんで、先々のことはわからないんですが、指定管理にするということは、ことしの、22年度よりも、もう少し事業そのものをやってもらうについては経費がかかるようになるだろうという形になりますか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

ればの話ですけれども、指定管理者が見つければ、若干それは事業費はかさばるだろうというふうに思いますし、それは指定管理者との協議の中に入るということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、もう一つ先にいきますが、椿資料館ですね、資料の70ページですが、これの指定管理料が変更になっております。これは指定管理期間の切りかえか何かで変更になったのかもわかりませんが、その中で今年度の入館料が815人で10万650円になっております。前年度が912人で3万7,650円になっております。入館者の施設利用料等となっておりますので、一概に入館者の数だけでは決まっていないかと思いますが、21年、22年で入館者が少ないのに入館料が3倍ほどふえているというのは、これはどういう理由でしょうか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

21年度の資料を、ちょっと持ち合わせておりませんが、ご承知のとおり椿文化資料館についてはツバキの開花時期が4月ということで、この時分に集中して入館をされるということでございます。ちょっとその差については、今、資料を持ち合わせておりませんので、また、報告をさせていただきます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それは置いておきまして、この人件費の112万7,252円というのは、これは管理人さんの手当でしょうか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

そのとおりでございます。事務員の常勤1名、非常勤4名ということで5名を今、従事者がおりますので、その分の手当でございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それなら、そういうことのようにですが、これを少し検討してみたのですが、大体この資料館が開いている日というのが年や月によって、休みの月もあれば、開く日にちが少ない月もありますが、22年度を全部計算しましたら、大体200日から205日ぐらいになると思うんですが、それで9時から5時までの開館時間ということになっていますので、それを全部、掛け算をしますと200日で、9時から5時で8時間ですね。8時間で京都府の最低賃金で計算しますと一日5,832円になりまして、それ掛ける200日ですね、116万6,400円になるはずなんです、それ以下の賃金という形に計算上はなるんですが、ここら辺はどういうふうに考えておられるんでしょうか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

冬期間が休館をしております。12月から2月までの休館、全部休館しておりますし、それから週二日の部分がございますので、週二日休館というんですか、その分がございますので、年を通しての開館ということではございませんので、したがって、賃金のほうも、その金額になるということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） さっき言いましたでしょう。全部、計算したら200日から205日の間しか開館していませんと言いました。それから計算すると府の最低賃金にも満たないですよということを行っているんですけども。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

文化資料館のほうについては、明人夢村のほうにお任せをしておりますので、ちょっと詳しい最低賃金に当たるかどうかということも、私ちょっと把握はしておりませんが、今、言いましたように開館というんですか、閉館期間が多いということではちょっと200日というのは、私のほうは資料を持ち合わせておりません。ちょっと確認をさせていただきます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 時間がもうありませんので、また、3回目にしたいと思いますが、参考までに言いますが、4月が26日間、5月が26日間、6月が22日間、7月が23日間、8月が21日間、9月が22日間、10月が23日間、11月が20日間、12月、1月、2月は休みで、3月が22日間、私の計算ですよ。205日間ぐらいになりましたので、なかなか最低賃金との計算が合いませんので、もう一度また、質問をします、そのときにご返答をお願いいたします。以上、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

2番、和田議員。

2 番 (和田裕之) それでは、平成22年度決算につきまして2回目の質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、初めに決算参考資料の147ページ、有害鳥獣の対策事業について、農林課長にお伺ひしたいと思います。農作物の被害は大変深刻で、最近ではシカ、イノシシの被害だけでなく、ヌートリア、アライグマ等の外来生物の被害も大変ふえています。有害鳥獣対策では喫緊の課題であり、昨年の9月議会の一般質問でも取り上げさせていただいたわけでありましてけれども、昨年は猛暑ということもあり、クマの目撃情報が多く寄せられました。そのためクマによる人身被害防止のため、注意喚起や徹底した広報をとということをお願ひいたしておりました。しかし、この質問の3日後、ご承知のとおり当町においても9月13日には農作業の男性が、14日には自宅裏庭にてクマに襲われけがをされたという被害が発生しました。人里にまでクマが出没する自体に町民の皆さんの多くの不安の声が聞かれ、情報収集のために当町のホームページでもクマの目撃情報が、多くのアクセス数があったというふうにお伺ひをしております。全国ではクマによる人身被害は2010年には147件あり、うち2名の方が亡くなられております。目撃情報や人的被害も増加傾向にあります。このような状況の中で、22年度は、クマの被害対策もあり担当課をはじめ職員の皆さんには大変ご尽力をいただいたと思っておりますが、まず、初めに担当課としての22年度の実績についてのご見解をお伺ひしたいと思います。

議 長 (井田義之) 永島農林課長。

農林課長 (永島洋視) お答えをしたいというふうに思います。

先ほどご指摘がありましたように、平成22年度につきましてはクマの捕獲数が49頭ということで、非常に多い状況になっております。その中でも山奥への放獣が27頭、安楽死が20頭ということで、この付近の市町村の中でも群を抜いた捕獲数になっておるというふうに思っております。しかしながら、そういった事故が発生をしたということにつきましては、非常に残念だというふうに思っておりますが、担当課としましては、できる限りの努力をさせていただいたというふうに思っております。

議 長 (井田義之) 和田議員。

2 番 (和田裕之) はい、ありがとうございます。資料を見せていただきますと平成22年度ですね、シカとイノシシ、これはシカが268頭、そして、イノシシが519頭、こういうふうになっておりますが、前年度、21年ですね、これと比較して、その数字、捕獲状況等がわかればお教えいただきたいと思ひます。

議 長 (井田義之) 永島農林課長。

農林課長 (永島洋視) お答えをさせていただきます。

シカとイノシシにつきまして、状況を報告させていただきます。まず、イノシシでございますが、平成21年度は212頭ということになっておりまして、本年度が519頭ですので、307頭ふえておるということになっております。それから、シカでございますが、雄シカが平成21年度が158頭に対しまして、22年度は145頭ということで、13頭、捕獲数が減っております。雌シカにつきましては、平成21年度が119頭、22年度が123頭ということで4頭ふえておるということでございます。総じて言いますと、シカにつきましては捕獲数はそんなに変わっておりませんが、イノシシについて前年度の倍以上の捕獲数になっておるとい

とが特徴かというふうに思います。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、わかりました。イノシシが307頭ふえているということで2.4倍ということで理解をいたしました。小動物ですね、例えばアナグマ等も21年度と比較すると3倍近くですか、64頭ほどになっておるといことでお聞きしておるんですけども、よろしく願いしたいと思います。

次に、猟銃免許取得の補助金、これが22年度、新たに実施していただいたものと認識しておりますけれども、今年度はわな猟が2名、猟銃が4名ということで、取得者が前年と比較して、どの程度になったのか、この点をお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。狩猟免許の取得につきまして補助金を出しております。それで22年度の状況から申しますと、まず、銃の免許の取得者につきましては、8万円の4人ということでございまして、わなのほうにつきましては2名ということになっております。取得免許者が町内でどれだけおられるかということにつきましては、これは京都府のほう把握をしておりますので、町のほうでは数字的なものはわからないということでございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 有害鳥獣駆除は与謝郡猟友会、これと宮津猟友会岩滝支部の2団体にお世話になっているんだと思いますけれども、この全国的にも狩猟者の減少とか高齢化という問題もあって、この補助金で、先ほどご答弁ありましたように、わな猟が2万円、銃猟が8万円ということで実施していただいておりますので、これで若者等もふえればいいかなというふうに考えております。引き続きよろしく申し上げます。

次なんですけれども、資料のほうには載っておりませんが、22年度、クマの目撃情報、これがおわかりでしたらお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

目撃情報につきましてはホームページのほうに掲載をさせていただいております、日々、更新をしておるところでございますが、直近では、たしか49頭の目撃の状況だったというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ことは早い時期から目撃情報があるということでホームページのほう、平成23年度は23年4月1日から9月15日までの情報ということで45件、載せていただいていると思います。先般の京都新聞でも京都府北部5市2町、ことしもクマの目撃情報というのが相次いでいると、異例の多さとされた昨年度の倍近いペースになっており、府は例年より動き出しが早く、人里近い場所に多く出没していると述べています。昨年度のクマの目撃情報は1,933件を上回り、一昨年度と比べて7倍に激増しているということです。本年度、23年は76件の情報のほうが寄せられており、特に多く目撃されたのは舞鶴市が26件、与謝野町が15件、京丹后市が14件というふうになっており、春には与謝野町でも2頭が捕獲、このようにお聞きしております。それでクマですね、集落の周辺に出没するということは本当に町民の皆

さんにとっても恐怖感だとか、不安感などの精神的被害も大変大きくなっています。引き続き被害防止のために積極的に注意喚起だとか、広報に取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

ちょっと次、かわりまして参考資料101ページですが、有線テレビ番組制作事業について加悦地域振興課長にお伺いしたいと思います。近年、テレビを取り巻く環境は大きく変化してきております。地上デジタル放送の開始、また薄型テレビの普及と2011年7月でアナログ放送が終了しました。そして、ハイビジョン映像のニーズというものが確実に高まってきており、視聴者の目も大変こえてきており、期待も大変大きいものだと思っております。当町でもバーチャルスタジオ導入、また、ハイデフ、HD化ですね、最新鋭の設備が整ったわけでございますけれども、ハイビジョン化に伴い苦勞された点も含めて22年度の実績等を教えていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 質問にお答えをさせていただきます。

議員、おっしゃいますとおり平成22年度事業で光ファイバー、全町地域完成をいたしまして、スタジオ設備につきましてもアナログ変換を含めましてバーチャルスタジオ等、整備をさせていただきました。参考資料の101ページに制作番組の本数を掲載をしておりますとおり自主放送番組につきましては351番組ということで、月曜日のふるさと情報、それからニュースとしてのふるさとかわら版、それから、制作番組221本、その他12本ということで放送をさせていただいております。特にハイビジョン化になりまして、画面も大きくなり、また、鮮明になったということで非常に撮影も難しくはなっております。また、公共の施設ということでもありますので、できるだけたくさんの方、町民の方が映るようにと、特に学校関係とか、保育園関係とかでも映し損ないがないようにというあたりを非常に気を使いながら放送をさせていただいております。以上です。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ハイビジョン化に伴いデータ量というか、情報量ですね、これも大変大きくなったということで、大変苦勞されているというふうに思っております。

次に、番組のダビングです、実績が1,232本というふうに書いてございます。これはご家庭でハードディスク内蔵テレビだとか、レコーダーとかの普及を考えると非常に多い実績だなというふうに考えております。町内の方は一番組1本ですか、これ300円という、民間に比べると非常に安い金額でされているのかなというふうに思っております。ただ、記録メディアですね、これの選択肢がDVD-R、DVD+R等が主流だというふうに認識しておるわけですがけれども、そのハイビジョン映像ですね、これを圧縮されているというふうに思っておるわけですがけれども、これを圧縮しますと、非常に長い番組等が画像劣化することが、そういう声もお聞きするんですけども、この点について対策等がないのか、この点をお聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。

議員、おっしゃいましたとおりに、今、ハイビジョン放送になりまして、非常に映像のデータ量がふえております。それでDVD1枚、通常2時間という録画時間になっておりますけれども、

それをハイビジョンで録画するということになりますと、実時間の3倍ぐらいダビングに時間がかかります。そこで圧縮を抑えてDVDに保存をするということで、多少画像が粗くなるんですけども、それでダビングということとさせていただきます。ただ、もしご希望がありましたら、ブルーレイディスク、ディスク容量の大きいディスクを持参していただきまして、そして、多少時間を余裕を持って多目に見ていただきますと、そのハイビジョンでのダビングも可能になりますので、そのように申し出ていただきまして、結構かと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。ホームページのほうではメディアのほう、そのブルーレイのほうを書いていなかったもので、確かにおっしゃるとおりDVDだと4.7ギガバイトですか、片面1層で、ブルーレイだと25ギガとか、50ギガ、これが対応してはるということなんで、こういうのをご利用していただければなというふうに思います。

次に、町民の方を対象としたビデオカメラの講習会、これ貸出用のカメラを整備して町民との協働による番組づくり、グループづくりを模索したというふうに書いてございますけれども、講習会の開催日数、参加人数、また、カメラのほうは3台ですか、追加されておるのかなと思っておるんですけども、計何台あるのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

議 長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。

まず、ビデオ撮影会ですけれども、昨年秋に1回、開催をさせていただきました。専門家の撮影のカメラマンを講師にお願いをいたしまして、私どものスタッフと一般の方、一般の方は少なかったんですけども、3名参加させていただきました。私どものスタッフが5名だったんですけども、合計8名で一日、ビデオを実際に撮影して、それを作品につくり上げるまでの研修を行わせていただきました。その作品につきましては、与謝野スタイルというホームページの中に約1分間ぐらいの番組ですけれども、それぞれ投稿をしていただいて、見ていただいております。

それから、2点目の貸出用の民生用のビデオですけれども、当初3台ありまして、新たに2台を追加させていただきます。合計、今5台配置をしております。パナソニックの手のひらに入る非常に扱いやすい民生用のビデオカメラです。これにつきましては、一応KYTで放送することを前提にしたり、あるいはCM放送の撮影なんかにご利用していただくということの場合に無料でお貸しをさせていただきます。現在、5台を保有しておるという状況でございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 入学式とか卒業式、お祭り等で大変喜ばれる番組づくりをされているというふうにお思ひしております。特にお子さんが出られる場合は保護者の方も、自分のお子さんが出られるというのは大変うれしいことだと思ひ、また、関心もあるのではないかなというふうにお思ひしております。特に運動会におきましては、2年に1回ということでお聞きしておまして、先週の土曜日も、私の娘の保育所の運動会に参加させていただいて、KYTの方が、ことしは来ていただけるということで、保護者の方も大変喜んでおられました。できれば毎年、来ていただ

きたいと、こういう声も聞かれるわけですがけれども、課長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきます。

議員、おっしゃるとおり現在、2年に1回ということで保育園の運動会については取材をさせていただいております。それで今年度は野田川地域、次の年が岩滝地域と加悦地域の保育園というふうにさせていただいております。これにつきましては、大体、実施日が重なるというふうなことがありますして、2年に1回ということにさせていただいております。入学式とか卒業式、小学校、中学校、高校の入学式とか卒業式は1年ごとというわけにはいきませんので、職員の臨時に手をかりて7校全部を、小学校を回らせていただいておりますけれども、なかなか保育園、幼稚園、保育所、全部を一斉に丸一日取材するというになると、ちょっと大変な人数といえますか、スタッフがたくさん要りますので、2年に1回というペースで取材をさせていただければ、その期間中、必ず1回ないしは2回は登場がしていただけるというふうなことで、本来なら全部を放送させていただいたらいいかと思うんですけれども、ただ、そういう状態になっております。

ごらんいただいておりますご家庭でも、ただ、賛否両論というのはありまして、あまりにも運動会が時間的に、1時間、2時間、長いということになりますと、関係者の方以外の方については、ちょっと長過ぎるなという声も若干聞かせていただいたりする部分もあります。そういったことでちょっと均衡をとらせていただく意味でも2年に1回ぐらいが精いっぱいかなというふうに、今は感じております。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） わかりました。ここにも書いていますように3名の嘱託職員で撮影から編集、こういうのは大変なお仕事だなど、私も若干やっておりますので、仕事で。ご無理もなかなか言いづらいというのは、よくわかっております。これも、ここに書いていますように町民の皆さんと協働で番組づくりを進めることも必要じゃないかなというふうに思っております。最近、保護者の方なんかホームビデオですね、ハイビジョンの、お持ちの方が多くおられるわけで、これを自分が撮れる分はいいんですけれども、放送するというになると、やはり人が見て、見せたくないような、撮影をするには、これも技術が要るわけですので、この講習会ですね、多く参加していただいて、また、貸出用のカメラもあるということで、そして、編集ですね、これもご家庭でされる方も多くあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、協働で、この番組づくりがもっと広がったらいいなというふうに思っております。

この間の保育所の運動会、これもたまたま休み時間、KYTの職員さんは休憩に入ってはったんですけれども、休憩時間にイベントというか、ダンスがありまして、その部分が抜けておるわけですね。それで保護者の方、撮られた方がいらっしゃったんで、それをちょっとでも放送してくれないかというような要望もありましたので、これは課長にお話ししておりましたので、こういうふうに要望も多くなっておるなというふうに思うので、ぜひとも今後、いい番組づくりができるようにご尽力いただきたいなというふうに思っております。時間がもうありませんので、2回目の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、まず、建設課長にお尋ねをいたします。247ページなんですけれども、河川維持管理事業が出ておりますけれども、この修繕費委託、それから浚渫委託料ということなんですけれども、これはどのくらいの数字を、工事をされておるのか、まず、お答え願います。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。247ページの河川維持管理事業の修繕料についてでございますけれども、18カ所につきまして実施をさせていただきました。また、13番の河川維持の委託料についてでございます。これは京都府が管理をしております二級河川の草刈りの委託料でございます。11河川ございまして、19の団体にお世話になっております。それから、その下の浚渫等委託料についてでございます。これは町が管理をしております河川、あるいはまた、水路の浚渫の部分でございます。平成22年度につきましては14カ所について実施をさせていただいておるというふうなことでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） ありがとうございます。大変多くいろいろと改修をしていただいておりますが、まず、何が申し上げたいかといいますと、この町に24区ございまして、その各区から毎年要望が、建設課のほうに上がっていると思うんですが、まず、どのくらい各区から上がっているか、ちょっとわかりましたら教えてください。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

私どもが管理をしております道路、また、水路、河川の関係と、それから防犯灯の関係も含めまして24区合わせまして約500を超えるというふうな要望が要望が上がってきておるというふうに認識をしております。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） 大変多くの要望が出ていると思います。確かに各区に戻りまして、町内へ戻りましても各町内ごと、三河内でいいますと各町内が六つあるわけなんですけれども、それに大抵、要望書を見せていただきますと、六つか七つほど出ております。非常にこれが昔からずっと要望されてきて、なかなか前に進まないという状況であります。この500ほどの要望の中で、毎年どのくらいこなしていただけておるのでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

道路、河川、そういった修繕金を除きましての数字というふうにご理解がいただきたいと思っております。大体10%強ぐらいだろうというふうに思っております。もう少し詳しく申し上げますと、各区からたくさんのご要望をいただいております。その中で区として重点的に、どの水路、あるいはまた、道路を改修してほしいのかというふうな優先順位をつけていただいております。そういったことで、地域として一番、たくさん箇所が出てくるわけなんですけれども、すべてするというふうなことが不可能でございます。いわゆる区のほうで、そういった優

先順位をつけていただいておりますところの部分について、やらせていただいておりますというふうなことでございますけれども、いわゆる用地買収だとか、そういったものが必要ということになりますと、やはり継続だとかいうことが必要になってまいりますので、今の予算の状況だとか、そういったことを勘案しながら、私どものほうで箇所を決定させていただいておりますというふうな状況でございます。

議 長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長が今、おっしゃいましたように、私の知る限りでは毎年、区長さんをはじめ町内委員長、区役員、建設課と一緒に地域を回っていただいて、今、優先順位をつけていただいております。その中で、優先的に必要なところから進めていただいているということは十分認識をしておるんですが、全体を見せていただきますと、ご存じのように集中豪雨も大変多くなって、今までだったら別にはらんしないけれども、最近をよくはらんするだとか、水が抜けないだとか、いろんないっぱい問題点を町には抱えております。そういったあたりが、どうしても環境が変わった中で要望もきつくなってきます。それをこなしていただくには何だといいますと、町の予算を見せていただきますと、自主財源が大変少ない、そうかといって予算書を見せていただきますと不用額が大変多い、しかし、その不用額を全部使ってしまうと、借金が多くなるといった、痛しかゆしの財政になっておまして、非常に要望がしにくいんですけれども、建設課のほうで、各課の不用額がこれだけ多いのは、やはり当初の設計をもう少し予算立てを密にして、厳しくしていただいて、不用額がもう少し建設課のほうに回せる。不用額といたらおかしいんですけれども、銭があつて回すわけではないのですけれども、建設課にももう少し予算どりをしていただいて、町の整備をしていただかないと、何か住んでいる者は、自分のところの地域が10年も20年も前から、いまだに路肩も側溝ができていないというようなところがたくさんございます。やはりその辺をもう少し全体で厳しく予算立てをしていただいて、建設費をもう少しふやしていただいて、そして、町の声にこたえていくということをしていただきたいなと思うんですが、町長、その辺は、また、新年度に向けて、予算立てをしていただかんなん。その町長のお考えは、その辺はどうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれの課が、やはり予算につきましては責任を持って財源のある中身について上げてまいりますので、その中でも、もちろん厳しく精査した中で予算を上げております。たまたま、そういう形で最終的に締めれば不用額が出てきたということでございますので、そうしたご意見も一つの考え方かと思いますが、この決算に不用額がたくさん出るからどうこうというものではない。やはりもとの財源がきちんと対応できませんと、それはできませんので、余っているからよそへ、先ほど、せんだってから問題になっておりますように、余っているから回すというものではないというふうには思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 私も不用額が、銭が余って、そこに銭があるんだという意味ではないということでは十分承知しておりますけれども、やはり当初予算を最初に持ちますときに各課が、やはり予算を持って組み立ててくるわけですから、その中で、いろいろと事業をしていただいて、削減もしていただいておりますし、始末もしていただいております。そういう努力も見えて、不

用額が出たということは、それだけ借金をせんでもいいということですから、そのことにも関係していきますから、十分そのことは認識しているんですが、そうではなしに、やはり我々は町民ですから、行政は町をどうして整備していくかと、どうして町をよくしていくかということも、もう少ししていただかないと、要望が、私も要望書を、これは三河内区だけの問題ですけれども、どこともあると思います。それが今、言われましたように500ほどあって、まず、1割ぐらいしか工事が、年間できないということですね。これでは10年も20年も同じ要望をずっとしてこない、私の知る限りでも、三河内だけ見ましても、そういうところがございます。必要なところからしていただいておりますが、もう少し予算計上を密にさせていただいて建設課に、もう少ししていただいて、町をよくするといった整備をしていただくことが、僕は非常に大事ではないかなと、そのことを町長にお願いしておきまして、財政も厳しいことはよくわかります。この参考資料の24ページに普通会計性質別経費の状況というものがありまして、ここを見ますと1番には人件費、これはどうしても要るものです。削減をしていただければ別なんです、それに3番目の公債費、これも借金があるからどうしても必要です。それから、物件費、これも必要です、5番目の維持管理費、これも必要です。しかし、この繰出金というのがございまして、これは各会計への補てん額ということで、各会計も、特別会計も赤字になるわけですから、補てんをしたり、その中でも基金に積み立てたりしていただいておりますけれども、これ今、申し上げただけでも全予算の中の70億円ほどが要っておるわけですね。どうしても要る金が。あとが、ここへ、その下に11番に投資的経費という、普通建設費ということになっておりますけれども、これを見ますと、23億円ぐらいで非常に低いと、私は思っております。これでは町がなかなか改善できない。1割ぐらいの改善では、私は、町はよくなりません。まず、町をよくしていただいて、住みよい町にさせていただく。ほかのこともいっぱいありますので、これだけを要求するわけにはいきませんが、この辺の考え方で、もう少し次の予算には反映していただけるような考え方がお願いしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと議論がかみ合わないのかなと思いますけれども、おっしゃることは、限られた財源の中で、どうそれを使っていくか。上げておられ、今この決算の中でも、すべてがよい町をするための必要なお金といたしますか、その結果であって、それが費用対効果といたしますか、それがきっちりできていくかどうかという、今まさに、その決算の審査をしていただいているわけでございます。それぞれのルールがあって、それぞれのルールの中でいろいろとやりくりをしているという現実でございますし、特に建設課あたりでも、せんだつてもお答えいたしましたように、区からの要望も大変たくさん出てきていると、やりくりができる中で、できるものは、そのとき、そのときの対応を、やはりほかの課でもそうですけれども、知恵を働かせながらやっているというふうに私自身は思っておりますし、そうしたことで具体的な中身を、特に今、建設課のお話でございますので、あれだったら建設課長のほうから答弁をさせたいと思います。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

確かに維持関係につきましては、いわゆる補助金とか、そういったものがつきにくいというふうなことになっておりますけれども、いわゆる今の企画財政のほうで、例えば未来づくりの交

付金だとか、そういったものを、年度末ではありますけれども、できるだけ、そうやって財源を確保しようというふうなことでやっていただいているというふうには思っておりますし、そういった中ですべてではございませんけれども、道路の維持だとか、そういったことについてやらせていただいておりますというふうには思っております。

今おっしゃいましたように、いわゆる既設の道路をどうしていくんだというふうなことが出てくるかもわかりませんが、そういったところにつきましても、この23年度から一定、例えば舗装の修繕だとか、そういったことに手を回していこうかというふうなことも建設課の中で行ってありますし、徐々にですけれども、いわゆるそういうふうな新しい道路ばかりをつくるのではなく、そういった今、残っておる町道の部分はどうしていくのかというふうな点についても、この23年度からやっていっておりますし、できるだけそういうふうな今の既存の町道部分の、いわゆるきれいに見える手法の一つなんかというふうには思っておりますし、そういった点についても、今後、事業をやりたいというふうには考えておりますので、よろしく願いがしたいと思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 何といても財源がないと、なかなかこたえていただけないということで、大変、自主財源、自由になるお金が、当町は大変冷えてきましたので、大変ご無理なお願いだと思っておりますけれども、やはりそういったあたりを一生懸命頑張って、財源どりをさせていただいて、できるだけこたえていただきたいなというふうにはお願いをしておきます。

その次に、決算書の231ページ、双峰公園について、課長にお尋ねをいたします。今の双峰公園は、先ほども杉上議員のほうからお尋ねがあったんですが、それとはちょっと角度を変えて、双峰公園の建物があるわけですが、管理人さんがおられて、以前はあそこでレストランというのがありましたけれども、そのレストランの厨房は、今、現状はどうなっておりますでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

現在、施設、レストランにつきましては閉鎖ということで、厨房機器については、現在の状況で保管をしております。

ただ、いろんなイベントがありますときには、厨房からの、ものの提供はしておりませんが、レストラン部分のスペースにつきましてはオープンにしまして、休憩の場所として使っているということでございます。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ちょっと、こういうことがあるんですけども、郷土料理研究会というのが、結構おいでまして、私は非常に環境もいいところだし、そういう団体の方と、もっと、別にその会だけじゃなしに、ほかの団体でもいいんですが、そういう団体と、もう少し取り組んで、あの厨房を自由に使ってもらって、そして、例えて言いますけれども、郷土料理研究会なんかですと、山菜を、そのときそのときの山菜を摘みながら、そこで料理をつくって会を開くというような、そういうアイデアが僕は必要ではないかなと、そして、もっと活用していくことが大事ではないかなというふうには思いますけど、閉鎖したら閉鎖したままで何の知恵も出てこないというの

が、私は非常に寂しい話でありまして、いろんな団体に声をかけて、そういう方とお話をして、そういう取り組みができないかなと、そして厨房も自由に使っていただくと、何かそういうことについてルールがあって、使えない。一般には使えないというようなルールがあるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ルールがあるかないかということにつきましては、一定、町のほうでルールを持っております。そういった中で、今ご提案の部分につきましても、ごもつともだというふうに思いますが、ごもつともだというのは、そのものずばりを受け入れるという意味ではなくて、一案としては考えられることをございますけれども、ご承知かと思えますけれども、ここには双峰公園の運営委員会という組織がございまして、そことの連携を図りながら、今後の双峰公園のあり方等につきましても、一定議論をしているところでございます。

いわゆる地元のほうが立ち上げていただくような任意団体でも結構でございますけれども、地元で双峰公園の指定管理者として、いろんな、今、言われました方法も含めて検討していくということも、若干、目に見えてきておる部分もございまして、そういった中の一つのメニューとしてレストランの活用については、そばもあるでしょうし、いろんなことが展開できるというふうに思いますが、ただ、それをできるからといって受けるのではなくて、多田議員よく言われますように、バランスシートも非常に重要ですし、投資ばかりして、それに伴わない、収入が得られないというような積算をした場合について、果たして、それに取り組むべきかどうかということも含めまして、前向きな気持ちについては議論をし、そこから結果を出していくということで、一つのそれがルールだというふうに思いますし、その部分につきましては、現在、地元の運営委員会との議論の中にも入っておりますので、もう少し時間を見ていただきながら、前向きな結果が出たらいいなというふうに現在のところは考えております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 運営委員会もおいでますし、それから観光協会ですね、観光協会とも取り組んでいただいて、団体であろうがグループであろうが、あその場所を、厨房を使って自分たちで山菜料理でもつくって、そして会議を開いたりとか、そうして、環境が非常にいいものですから、そういったことに結びつけていくような取り組みが、私はぜひともしていただきたいなというふうに思います。

そういった観光協会も一緒になって、運営委員会も一緒になって、そして、そういうグループの方にも声をかけ、団体の方にも声をかけて、そういった活用をして、あそこを生かしていくということが、私は非常に大事ではないかなと。そうすると、あそこに行こうかと、自分たちで山菜を採って、あそこで料理して食べようかというようなことが、また一つでも生まれてくるのではないかなというふうに思いますので、課長、ぜひとも今後、取り組んでいただきますように、その辺はどうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 行政財産といいますか、行政施設につきましては、一定のルールがございまして、今では直営か、いわゆる指定管理下という格好での形になるかというふうに思っています。

二次的な形として、その形の中で、今言われますようなことを実際にプログラムとして計画をされまして、指定管理であれば、その範囲の中で責任を持ってやっていただくと、フリーに、あ

そのレストランの厨房が空いているから、そこで山菜をとってきて、皆さんで自由にとということについて、仮にやるとしたら、今は直営でございますので、もう一つ、私も今ぱっとひらめいたんですけども、焼き肉のレストランがございます。焼き肉のレストランを活用するという方法も一つかなというふうに思いますので、いろんな角度からものを見ながら、活性化と再利用といますか、そういう部分については必要だというふうに思いますので、いろんな角度から、いろんな方々のご意見をいただきながら運営委員会等々でも検討していきたいというふうに思っています。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ぜひとも、いろんな研究をして、あそこが寂れないように、寂れるというのか、少しでも活用していただけて意義があるようにしていただけたら、管理費をほかしても、まずまず仕方がないかなというふうに思うんですが、今のままでは非常に難しい問題だなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

これは1点、ちょっとお伺いして、ちょっと教えてほしいんですが、私の多分、見方が違うかもわかりませんが、決算書の51ページで、どうしても自分でわからないところがありますので、これは教えていただきたいというふうに思うんですが、51ページの、ここに繰入金のところは財産区特別会計繰入金ということになっていて、19万9,809円あるんですが、財産区のほうの決算書を見せていただきますと、同じく財産区のほうから、もう1カ所50万円というのが一般会計に繰り入れられているんですが、これはどこに入っているんでしょうか。ちょっと財産区のほうで言わせてもらってもいいんですが、一般会計のここに出てこない、一般会計のほうの決算をしておりますので、だれにお尋ねしたらいいんでしょうかね。

今の19万9,809円というのは滝区から入っておるようですけども、もう一つ50万円というのが一般会計に繰出金となっているんですけど、この繰り入れが一般会計のほうに見当たらないんですけども。財産会計のほうの609ページ、後野財産区から一般会計繰出金50万円となっております、一般会計のほうが出てないんですけども。

議長（井田義之） 答弁できますか。

答弁できますか、できる。ほんなら答弁してください。

時間ください。

休憩後に答弁だけ、もう質問時間、終わりましたので、答弁だけしていただきます。

1 2 番（多田正成） 僕の見方が違うのかもわかりませんが、それだけ答弁していただいたらいいんですけども。

議長（井田義之） ちょっと調査した後に答弁ということですので。

ここで昼食ため午後1時30分まで休憩いたします。

あと、多田議員、1分足らず30秒ぐらい残つとると思いますけども、これで終わりということではよろしいでしょうか。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、平成22年度決算認定に対する質疑を続行します。午前中の多田議員に対する答弁を求めます。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それでは、多田議員のご質問にお答えしたいと思います。ご質問の点は2点あったかと思ます。

これから、平成22年度の与謝野町の財産区の特別会計の歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計の後となりますけれども、609ページをお開きをいただきたいと思ます。

ここに28繰出金50万円となっております。これにつきましては、大変申しわけありませんけれども、一般会計ではなくて区会計の繰出金ということで、ご訂正をお願いしたいのと、おわびを申し上げたいと思ます。これが、まず第1点目でございます。

それから、51ページに財産区の特別会計繰入金19万9,809円というのがございます。これにつきましては、滝財産区からの分収林の繰入金ということで、滝財産区では36万3,289円の、いわゆる分収林収入がございまして、その町への繰り入れの割合といたしましては100分の55、いわゆる55%の町への繰り入れということの契約になっております。

したがって、36万3,289円の55%分、19万9,809円を財産区会計から繰り入れるものでございます。これは滝の財産区でございます。したがって、もう少し踏み込んで申し上げますと、611ページをお開きいただきまして、これ財産区の決算の中に入っていくわけですが、ここに28ページに一般会計繰出金19万9,809円ということでございまして、これを町の方へ繰り出しておるということでございまして、よろしくお願いたします。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今の19万9,809円というのは、51ページの繰入金の中に出てきておりますから、それは別に答弁も何にも要らない、我々見てもわかるわけですが、その後野区の50万円が、どこだったかいな。28繰出金となっておりますね。これが一般会計へ繰出金となっておりますので、同じようにこっちに来なければいけないのかなという気がするんですけど、先ほどの説明では何だ、トリックにかかったような感じで、専門家じゃないもんですから、よくわかりませんが、常識的に言うたら一般会計の繰出金と、こうなっておるわけですから19万9,800円、このとおりに、この後野区の50万円も、同じようにこっちに来るのかなというふうに思うんですけど、それは違うんですか。ということは、この記載の仕方が違うということですか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

1 2 番（多田正成） どういうふうに理解したらいいかわからるので、ちょっとわかりやすく。

総務課長（奥野 稔） ちょっと最初の第1点目ということで、訂正とおわびを申し上げたわけですが、この関係で一般会計繰出金としております表記が、区会計への繰出金ということで、ご訂正がいただきたいと思ます。

1 2 番（多田正成） 区の財産の中の、このやつが区の会計、それなら意味がわかるんですけども。

総務課長（奥野 稔） ということで、よろしくお願いたします。

1 2 番（多田正成） その区の会計へ繰出金というのが、どこに入っておりますか、610。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、これ財産区の特別会計でございます。財産区から各区です、後野区、区の会計持っておりますけど、これには載っておりませんが、区の会計へ繰り出

されておると、区の会計へということ。

1 2 番（多田正成） だから、この記載の仕方が違う。

総務課長（奥野 稔） はい、そういうことでご理解がいただきたいと思います。

1 2 番（多田正成） はい、そうですか、わかりました。それならいいのです。ほかのところはそうな
っておるんですけども。

議 長（井田義之） もう時間終わっております。3回目の質問にしてください。

1 2 番（多田正成） ほんなら終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

ちょっと待って、先ほどの塩見議員の答弁で、土田課長のほうから追加答弁がしたいということ
でありますので、これを先に受けます。

土田教育推進課長

教育推進課長（土田清司） 申しわけありません。答弁保留がございましたので、お答えをしたいと思います。
椿文化資料館の関係でございまして、2点あるかと思えます。

1点目については、施設利用者増の原因ということでございます。22年度は、椿資料館の入
館というんですか、つばき祭りについて、21年度は無料で入館をしていただいていたという
経過がございます。22年度については、この指定管理者である明人夢村から、年に大量の入館
者が見込める唯一の機会であると、せっかくの機会であるので、無料ではなく有料にしたいとい
う提案等もございまして、つばき祭りの実行委員会等のほうにも諮られまして、22年度につ
いては入館料をいただいたということで、22年度決算については利用者増という原因になってご
ざいます。

それから、2点目の賃金でございます。最低賃金に達してないではないかということ、ご質問
でありました。年間112万7,250円の賃金をお支払いしております。トータルが
200.5日を出勤というんですか、願っております。先ほど、私、週2回という休みがある
ということも言っておったんですが、3月から5月までについては月曜日休館、6月から11月
については月曜日から水曜日休館、それから12月から2月までが冬期の完全休館という形にな
っておりまして、したがって、200.5日、それぞれ従業していただいております。そうであり
ますと。それから従業時間ですが、7.5時間という従業時間を持っておりますので、割ります
と5,622円の日単価という形になります。時間単価でいいますと最低賃金が749円にな
りますので、749円を若干上回るという形になります。私どもについても、最低賃金を下回ら
ないようにということで、常に指導のほうはさせていただいております。以上が答弁とさせてい
たきます。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、2回目の質問に入らせていただきたいと思えます。

参考資料の109ページの、これは企画財政課の担当でございしますが、路線バスと、それから、
次のページの町営バスのことにつきまして、課長にお尋ねしたいと思えます。

まず、地方バスの路線運行維持支援事業というのがございます。先ほども杉上議員でしたか、
ご質問なされたんですが、この助成、助成の積算というのはどういったことが基礎となって、数

字となってあらわれているのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

ただいまご指摘の関係につきましては、丹海バスさんへのバスの運行について補助をさせていただいているということでございます。この丹海さんへのバスの補助につきましては、生活交通路線ということで一定の条件を満たした場合に、国のほうから補助が受けられるということがございまして、その条件を満たすのに、この交付金を出させていいただいているということでございます。

要件的には、複数の市町村にまたがって路線バスの運行がなされている場合、丹海さんの場合は京丹後市とか宮津市とか伊根町とか与謝野町とかを通っているということで、それには合うわけですけれども、一日の輸送量が15人から150人に達しない路線については、補助の対象とならないということから、その最低の一日の輸送量について15人を満たすようにさせていただくことによって、国の補助が受けられるということから、それを支援するために、このような形を取らせていただいていると、そういうふうにご理解をいただいたらと思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） いわゆる民間事業者による運行経費に対して、赤字補てん分を含めて行政支援を行いましたと、このようにうたってあるんですが、今、課長が申されましたように、この複数の町村にまたがる場合は、国の補助というのもあるかとは思いますが、この今の、これを見ますと2,769万円ですか、全額一般会計からということになってますけれども、国からの補助というのは、これは町のほうには入ってきてないんですか。ちょっとお尋ねします。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 国からの補助金につきましては、こちらのほうには入ってきておりません。

なお、こちらから丹海さんのほうに、その決算額に合う額を支援させていただくことで、つまり、それは15人を満たすことで、丹海さんのほうとしては交付が、国庫の補助が受けられるということになるということです。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 法人のほうに直接、国から交付されておるとこのように理解させてもらったらいいわけですね。

今回の一般質問で有吉議員のほうからも、この200円バスというような形のことはなされたようございまして、私も京丹後市のほうは、どこを走っても200円だと、与謝野町は何でできないんだというような町民の方々からも、そういう声も聞き、また、要望も受けるわけですが、有吉議員のほうに対する町長の答弁ですね、利用者が現状のままでは、そういう制度をした場合に行政支援額が大幅に増加することが考えられると、こういうような答弁をなさっておられるようございまして、今の2,769万円と、前年度の場合はそうですが、そういう200円バス、伊根町、宮津市と1市2町で、あるいは丹海さんも含めてのお話し合いが、まだ、進行中ということでございますので、確たることはわからないと思っておりますけれども、どのぐらい、仮の話、200円のバスにした場合に、町の支援額が膨らむのか、大体のアバウトの数字がわかりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

一般質問がございました中でもお答えをさせていただいておったんですけども、いわゆる200円バスといいますよりも、200円に決めたわけではございませんので、低料金バスというふうに言っておりますけれども、これにつきまして管内、宮津市、伊根町、与謝野町と京丹後市とございますが、京丹後市は既に200円でバス料金を設定しておられます。

宮津管内につきまして、特に宮津市さん、それから伊根町さんあたりは、伊根町方面から病院、宮津市内、それから、宮津市の府中から、例えば宮津高校なり、こういった縦のルート、丹後半島から宮津市への縦の往復ルートについて、低料金バスを導入したいというご意向が強いことがございまして、それを受けて与謝野町内の旧岩滝町内を通るわけですので、一緒に検討していく必要があるということから、与謝野町エリアにも低料金バスが導入できる可能性が出てくると、出てくるといいますよりも、どういった形なら可能かというところが、まだ、シミュレーションをしたことがございませんので、どういう形が財政的にも許されて導入できるのか、逆に導入が財政的にも非常に難しいなという結果になるかもしれませんが、現在、丹海さんと、それから宮津市、伊根町、与謝野町の間で一定の案を持って、財政的にどうなるか、どれだけの負担になるのか、それを、シミュレーションを現在しているところでございまして、作業を丹海さんのほうにお願いをしております。それが、また上がってくるというふうに思いますので、それを見ましてから判断をしていくというふうにしております。

したがいまして、現在のところはどれぐらいの負担になるかは、どういった形にするかで変わってきますので、今のところは、まだ、申し上げることはできないというのが実情でございます。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） それでは、先ほど申し上げましたように、有吉議員に対する答弁の大幅に増加することが考えられるという一文があるようでございますが、今の課長のお答え聞きますと、そういったこと、具体的な数字はわからないというように判断できるわけでございますが、やはり今もお話が出てましたように、与謝の海病院への通院でありますとか、そういうふうな形のことで本当に便のない、車のない方々の、そういうサービスというんですか、そういった形が町民の方々は、やはり200円が300円になっても、私はいいんじゃないかと思っておるんですが、やはり低料金で、そういう町内の移動ができるということを、ぜひ早急に検討いただきたいと。

この答弁によりますと、どうもほかの行政課題がいっぱいあるので、なかなか取り組みがたいというような趣旨のことをうたってあるようですが、やはり町民のサービスというようなことから、ぜひそういう取り組みがお願いしたいと、このように思います。

それから、関連しまして、次のページの町営バスの運行事業でございますが、私がいろいろとお聞きする声は、非常にお客さんが少ない中で、バスだけが走っておるというような形で、一つこういった運行方法が、バスそのものはいいいことにしましても、やはりいいのかどうか。いわゆる実証運行期間が今年度で3年目を迎えて、一応、国の補助も今期で終わりだと思っておりますが、来年へ向けて取り組みの方針とか、そういったことを、まずお尋ねしたいと思っております。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

ひまわりバスにつきましては、平成21年、22年と第1期、第2期の実証運行を経過してきております。そういう中で、平成22年度の乗客、乗員の、お客さんに乗っていただいた数につきましては、なんとか、第1期の実証運行よりも、わずかでもふえているという状況にはなるのかというふうに思っております。しかしながら、収入が、乗車賃を払っていただくのが、ばぐつと約100万円に対して、経費は1,200万円以上の委託経費を払っているということですので、収益率は8.2%程度ということで、1割に満たない収入の中で運行していると。

平成22年度につきましては、決算書は、今、持ってきていませんけれども、500万円以上の国のほうの補助を受けてるということでございますので、それで100万円程度の運賃収入と合わせて600万円以上は収入にはなっているということにはなります。

この補助金が、平成22年度で一応終わらしまして、23年度からは、その制度はなくなったということなんですけれども、また、新たな制度が生まれておりまして、それに何とかひまわりバスについての補助が若干でも受けられることがわかりまして、それを申請しております。それは年間にして約200万円程度と見込んでおりますけれども、これは直接、丹海さんのほうに入るといことになりますので、町の会計は通らないわけですけれども、そういった手続を今、とろうとしておりまして、500万円程度の補助金が、200万円程度の年間補助金に減ることにはなってきますけれども、町といたしましては、せつかく交通の空白地帯に走らせているひまわりバスにつきましては、何とか存続をしながら、いろんなご意見をちょうだいする中で、効率のよい運行の仕方、一人でも多く乗っていただけるような、そういった形にしていきたいということで、先日も各沿線の区からお二人ずつ出ただいております運営協議会がございまして、それも開催をして、今後も、そういった方々にご意見を伺いながら、来年も、実証運行は3年で、23年度で終わる予定ですが、いわゆる本運行に向けて動いていきたいと、そのように考えているところでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 一応、今年度で国の補助が終わるとい形で、来年から、今もお話がありましたように、若干ダウンはあるにしても、新たなのが今、申請中ということでございますが、初めの、このバスの運行についてのシミュレーションですか、人員が1万人ぐらいいはあるというようなことのお話で、私たちもよかろうと思って賛成もいたしたわけですが、昨年のデータでも5,800人ですか、というような形で、その前は、第1期は4,800人という形で、若干ふえてはきておるようでございますけれども、いわゆる先行き、いわゆるこれ以上、どんどんふえていけばいいと思うんですが、過去にいただいたコミュニティひまわりバス、実証運行のまとめという中で、限られた住民の、限られた目的の移動手段となっている傾向が見られるということがうたってあるわけですが、最近のお客さんの層というんですか、そういったのは、どのような傾向になってますか、やっぱり幅広くなってもらうのが一番ベターかと思って、前任の企画財政課長も野田川駅までのバスを出したり、加悦高生徒との便宜を図るといような、いろんなことも取り組まれたようでございますけれども、最近の実情を、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

本年度に入りまして、8月運行分まで現在のところ、その利用状況をつかんでおります。

23年度につきましては、22年度に比べまして、若干なりとも乗員、乗っていただく方がふえている傾向になってございます。

昨年、第2期の実証運行の中で野田川駅、それから加悦谷高校への毎日運行ということでさせていただきましたが、第2期の実証運行の検証としまして、野田川駅への利用者というのがほとんど少なかったということがございまして、本年度は、それを廃止して、加悦谷高校には通っていただけるようには継続しておりますが、これもなかなかご利用が少ない傾向にございまして、走らせました当時から、やはり病院なり、それから買い物、こういった方々の目的が非常に多いんではないかというふうに見ております。

特に、今年度第3期に当たりましては、加悦奥の方々の利便を図っていこうということで、加悦奥石川線に便をつくりまして、その加悦奥の方々が、この町の中心部に出ていただけるようなダイヤ、便を設定をしております。これが一応、功を奏する形で加悦奥石川線については、特に対前年比、8月だけでも倍ぐらいにご利用いただいているということがございまして、これは一応、効果としてはあったかなというふうに思っております。また、来月あたりに実際に職員が乗車をしてアンケートをとるなどの調査をさせていただきながら、お客様のご意向を把握して、よりよいダイヤに努めていきたいというふうな考え方をいたしております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） あちらこちらの自治体でも、こういった交通弱者の救済というような形で、自治体のバスであるとか、少人数の、9人乗りの移動車であるとかいうようなのを、それぞれが企画して運営されておられるようでございます。

そういうので見てみましても、オンデマンド方式というんですか、いわゆる予約制というんですか、そういったのが比較的ロスも少ないんじゃないかというような形で、そのオンデマンド方式に切りかえておられる自治体が比較的多いように私は見受けておるんですが、せんだって、話は変わりますが、宮津税務署管内の中学校ですね、いわゆる税の作文が中学生の集まってまして、ことしもまた納税協会、税務署のほうの表彰もあるわけですが、それもちよっと見させていただいてたんですが、中学生の、そういう作文の中にも、お父さん、お母さんが一生懸命、仕事で働いて税金を納めておると、いわゆる無駄のないように使ってほしいと、それで行政もだし、議員さんもしっかりしてほしいというような一文が複数見受けられまして、本当に町内の、こういう見えるバスでありますだけに、ひまわり号が、からっぽで走っている形のことは、いかにも無駄じゃないかという、これは子供さんといわず大人の方もそういうことをよく耳にしておるんですが、何とかそのバスそのものがだめだと言いませんけども、有効に活用できる知恵というものを、運営委員会の皆さん方とともに編み出してほしいと、このように思っております。

それから、代表監査委員さんに監査報告についてお尋ねしたいと思えます。長期間にわたりまして、監査委員のお二方には大変な決算を審査いただいたわけございまして、本当にご苦労さまでした。一番最後のページに、最後に当たってという形で、その最後の文面に職員研修に努められたいというようなご指摘がされておられますけども、これについての具体的にどういったことを、思いで、こういった形にまとめられたのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

議長（井田義之） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） お答えいたします。

この意見書の最後のページに職員研修に努められたいという記述をいたしております。これは、全般的には、やはり職員全体のレベルアップに努めていただきたいというのが大部分の意味合いでありますし、あわせまして、すぐその上に事務の取り扱いミスによって云々という書き方をいたしております。これは、いわゆるうっかりミスもあるわけですが、その職員が、この数字をここにほり込めば、どこに影響して、その積算されたものが、どこに反映されるのかということをやはり正確に勉強すると、その意識を持って入力をすれば、必然的に、その取り扱いのミスも少なくなってくるんじゃないかという意味合いも込めて記述をさせていただいています。以上であります。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 今、足立代表監査委員から思いをお聞かせいただいたようなことでございますが、せんだってから、いわゆるいろいろと、そういう思い違いなり、勘違いのことが、この議会でも指摘もなされております。私も本当に限られた少人数、だんだん少人数の中の職員さんで、そしてミスのないようにというのか、ミスがあっても最小限で抑えるような、そういう努力はやっぱりもちろんしてもらわなきゃなりませんし、もう一つ、希望を申せば、やはり行政というのは、この町をある程度引っぱっていただくと、そういう中枢の組織でありますだけに、やはり一つの時代の流れ、それぞれの担当部署によって違うと思えますけども、やはりコスト意識の徹底であるとか、あるいは切磋琢磨することでありまして、マーケティングの知識であるとか、そういう、どういうんですか、ただ、今ある、目の前の仕事だけではなしに、長期展望にわたっての研修というんですか、けさほども、そういった研修のことがあったと思えますけども、以前、私も、このことで町長に質問をさせていただいたことがあったと思うんですが、個々の職員のスキルアップを期待しておるといような答弁だったと記憶しておりますが、もちろん個々の職員もですけども、町としても、やはり幹部職員の方々の、次の代を背負っていただける方々の勉強、やっぱりそういう、それももちろん、こちらでできたらいいですけども、やはり外に出ていただいて、やっぱり外部の空気も吸っていただいたり、よその町の方とも、そういう講習の場に参加していただいて、本当に我々自身が、町民がやっぱりついていけるような、そういう職員が大勢誕生していただくことが、この町の将来的にも大きなエネルギーになるもどだと思っております。

もちろん、町民も勉強していかなければなりませんけれども、そういう職員研修ということにつきましても、本当にスピード感でありますとか、とにかくコスト意識というものが、やっぱり民間と比べて、少しなかなかスムーズに進まないなと思って、そういう思いで見させていただいておるんですが、そういういわゆるどういうんですか、今こそ本当に人というものが大事なときになってきてますだけに、人物の育成とか、そういうことのためのエネルギーを、やっぱり注いでいただくことも大事かと思えます。これについては、町長のひとつお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全くおっしゃるとおりだというふうに思っております。なかなかそうしたことがスムーズに、あるいは、きちっとできていないがために、いろいろなミスが起こったり、あるいはその勘違いがあったりということですから、それらのことは、まずは意識づける、そうしたこ

とを町の中でも、もう少し研究をしてといいますか、そうしたものの体系をきちとした形で、だれがどんな仕事をして、ミスを起こさない、そういう手続の中で築ける、そうした職員の育成について、まずはやっていきたいというふうに思っております。

いろいろと外の研修なんかも、それぞれの幹部が行ったり、あるいは、その職員のレベルに応じた研修はしておりますけれども、それがなかなか実際の現場での活用が、どこまでできてるかといいますと、そうした思いは持ってても、それがきちと正確に全職員に通じてないところもありますので、そうしたことができ得るような、まず、体制づくりをしていく必要があるというふうに感じております。日々の、それぞれの小さな積み重ねが、大きな力になるわけですので、なかなかどこから手をつけていいのか戸惑うところもありますけれども、一つ一つ積み重ねを大事にする中で、職員の資質を上げていく、みずから考えて、あるいはそうしたことに気づく、そうした力をつけていくような方策を考えたいと思います。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） もう少し時間があるようですので、この各課がですね、いろんな事業を年間にわたって取り組んでおられるわけですが、いわゆる事業評価というもの、これ企画財政課かと思えますけど、まとめが。一部、確立されておるようなことをお聞きするんですが、どういったことについての事業が内部で検討されておられるのか、来年に向けてのお話を聞きたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

あれは6月でしたか、議員さんからの一般質問もございまして、いわゆる事業評価という部分での、塩見議員でしたか、あったかと思えます。ちょっと細かな資料までは持ち合わせておりませんが、総合計画の中で、いろんな各方面の事業を打ち出しておりますけれども、その一つ一つについて、いわゆる行政内部で、まず評価を試みようということで、それを4段階ぐらいでしたか、評価をして、それをまた近々、総合計画審議会も開催する予定ですがけれども、そこにお示しをしてお意見をちょうだいをした上で、次に生かしていくと、こういう形で。事業評価というかちとしたものは、まだ確立はできていないかもわかりませんが、一定、そういった形で進めさせていただいているという状況でございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 職員さんだけでなさるのもいいと思えますけども、町民のための事業だと思えます。やはり町民の方にも参画できるような組織というのは、ちょっと時間もかかるかもわかりませんが、そういったことを一つお考えをいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

議 長（井田義之） 質疑ありませんか。

5 番、塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

先ほど、課長から椿資料館の時間の問題を聞いたんですが、ちょっと筆記するのに時間がかかりましたので、もう一度お願いできませんか。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） どの部分でしょうか。最低賃金のほうでしょうか。

5 番（塩見 晋） 職員さんの時間給の。

教育推進課長（土田清司） 全体で112万7,250円でございます。仕事のほうは200.5日従事していただいております。勤務時間は7.5時間ということでございます。したがって、これで行きますと最低賃金は749円を少し上回る時間単価ということになるかと思えます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 200.5日というのは、私が数えたところは205日あったんですが、特別の休みの日があったというわけですか。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

会社のほうからは200.5日ということで、22年4月1日から23年3月31日までの賃金ということで報告をいただいております。200.5日ということで報告をいただいております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それは、報告をうのみというんですか、そのまま聞いておられるということなんですが、その間の、先ほど言われましたように、営業日数というんですか、開館日数というのを22年度分は、先ほど言われましたように、月、火と、月、火、水、休みと、全部休みの月といういろいろあるんですが、全部数えると、私が数えたら205日になったんですが、それは特別な休みがあったんかもわかりませんので置いておきまして、1日が7.5時間と言われましたが、その資料というんですか、入館の手引きというのには、1日が8時から5時まで8時間、開館するというふうに書いてあるんですが、その分はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

9時から5時までという開館になっております。この賃金の支払いについては7.5時間ということで、30分間の空白があると思うんですが、それについては、明人夢村というんですか、その隣でちんざんも経営されておりますので、その30分間の空白についてはちんざんのほうで見ていただくというようなことで、賃金対象にはなっておりませんが7.5時間、30分間は休憩という形を、会社のほうはとっていただいているということでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 当然、8時間に時間になりますんで、休息の時間は必要だと思うんですが、しかし、その間は開館をしているわけですから、なかなか今、聞いた説明とはちょっと理解がしにくいんですが、そういう部分もいろいろとありまして、その施設のことを問題にしたんじゃなくて、いろんな、今、上がっている資料について、先ほど言われました各課がきちっと精査をされてるのかどうかということが、一番問題になって、私のほうはお尋ねをしておると、こういうわけなんです。それから、先ほど入館者数を聞きました。それには、21年度は無料入館であったということのようです。

それから、22年度は、祭りの間ですよ、入館料をいただいたということで、入館料が、たくさん収入に上がっているということでした。先ほど、その数字を聞きまして、ざっと計算したところ、そうすると、大体、祭りの間に入館されてるのが、815人のうち半分ぐらいはあるかな

というような感じになるんですが、そのあとの半分を、開館の日数で割りますと、大体、1人ないしは3人、平均して2人ぐらいの入館者かなというふうに思うわけですが、果たして、そういう部分で、全然、管理人がおらんということは、いろんなことで問題は起きると思うんですが、どうですか、もう少しそこら辺が管理の仕方考える余地がないかなというふうに思えるんですが、その点はいかがでしょう。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

会社からの資料等についての確認ということも1点ございました。去年は監査委員さんも来ていただいて、帳簿等も確認をしていただきましたし、私どもできる限り見させていただいております。それから、時間的なことです。これも30分ですか、その分の空白も出てきますので、今後、常時おってもらえるようなことも、やっぱり検討していきたいなというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ、そういう部分もきちっとやっていただきたいなと思います。

それから、一番初めに質問したときに、指定管理料が、この施設の、前年度と22年度とで変わっているということお尋ねしたんですが、その理由は何だったんでしょうか。

議長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

指定管理料については、会社と調整もさせていただいて、この分は不用という部分がありましたら、指定管理料のほうは減額をさせていただいておるということでございます。あくまで会社と調整をさせていただいて、指定管理料を決めるということでございます。会社のほうにも了解をいただいております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その指定管理者との話し合いで、指定管理料が、最初の期間、決めた期間の中でも、そうして変えていけるということであれば、ほかの施設についても、その年に利益の出てる、それが借入金が、ほかにあるかないかということも関係してきますけれども、そういう部分があるのでしたら、ほかの施設でも指定管理料を、その都度、相談するということができるというふうに思いますので、そういう部分も今後、今ある23、すべての指定管理者の団体について、そういうことは常に目を見とっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 先ほども申しあげました指定管理料については年度、年度で指定管理者との協議の中で見直しのできるものは見直しをしていくという方向でやっております。

したがって、いろんな施設をお世話になっております。そうした中で、その年の事情、それぞれの事情によりまして、協議をさせていただいて、削減できるものは削減をさせていただくようにということは常に心がけていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ、単年度で相当な利益というんですか、単年度で利益の出てる団体もあります。それから、先ほども言いましたが、借入金がたくさんあって、その返済に、その分を回さ

れとる団体もあります。いろいろありますので、そこら辺はよく、その団体と加味しながら、常々、やはり町の負担が少なくなっていくような方向で考えていただきたいというふうに思います。

質問を変えます。資料の113ページ、普通財産購入事業、決算書で119ページの地域福祉空間整備事業です。勢旗議員や杉上議員からも、この点については、若干質問があったんですが、まず議長に、お尋ねします。金額の面では、22年度の決算との関係は薄いのですが、前年度からの継続している事業として、この件で行政に質問したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

議長（井田義之） 続けてください。

5 番（塩見 晋） 6月定例会の補正予算で、工事費の予算を認めまして、7月11日に指名入札で、工期は8月31日限りとして、1,547万9,100円で落札されまして、事業者が決まりました。埋設物の量が多いのか、ちょっと理由はよくわかりませんが、非常に工事に手間どりました。工期が9月30日に変更になりました。その後、工期が10月12日と再度延びております。きょうまた、そこに行きましたら、これが10月の末ですね、今月末までに延びておるんですが、どういうことで、そこまで延びているのかという部分について、造成工事の完了の予定はどのように思っておられるのか、造成工事の、いわゆる負担については、附帯決議もつけて早く交渉をということを6月の定例会でも申し上げておりました。現在、どういう状況にあるのかという部分について、報告をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 塩見議員からのご質問、2点あったかと思えます。

まず1点目、工期の関係でございます。勢旗議員からの一般質問の答弁の中でも申し上げておりましたように、この工期が、まず当初は7月22日から8月31日まででございました。その後、1カ月間延長し9月30日といたしたところであります。しかしながら、議員もご存じのように、埋設物が、工事を進める中で、新たなものが出てきて、そのたびに工事が中断をして、そして、産業廃棄物といえますか、出現したものが、問題があるものかどうか、確認をする作業が出てまいります。そういったことで、現在は、たしか10月31日まで延期をしとろうかと思えます。

それから、2点目のご質問、関係者との話し合いの現在の状況についてのご質問でございます。6月の議会でも申し上げておりましたように、関係の京都府、それから丹後織物工業組合との話し合いにつきましては、6月の議会が終わった後も鋭意話し合いを進めております。ただ、本来ですと、今、議員がおっしゃいましたように、6月の議会で附帯決議をいただいております。

1点目の内容が、建物に着手するまでにきちっとした話し合いを済ますことという意味だったと思えます。そういったことから申し上げますと、この9月の議会の中でも、きちんとしてご説明ができる状況になればよかったです。現状は、まだ話し合いのさなかでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、附帯決議の重みはしっかりと受けとめさせていただいておりますので、もうあとしばらく関係の話し合いを進めさせていただきましたら、一定の合意といえますか、決着は得られるだろうと思えます。

ただ、その前段として、議員もご承知のように現在、現地では青いビニールシートがかぶさっ

たりしています。あれは、一番最近、出てきた内容について専門の業者、それから保健所と相談をして、今、対応策を検討しておるんですが、その内容が固まらないと、きちとした事業費が出ないという当たりで、ちょっと関係者の話し合いが中座をした格好になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、もうしばらくお時間をいただければ一定の話し合いのめどがたつものというふうに私は思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 勢旗議員の質問のときにも、現在進行中なのだというふうなことをおっしゃっておられて、その部分は確かにそうであろうと思います。ただ、1点、気になるのは、今まで、ずっと周りからは自由に見れるような形で工事をしていましたけども、ここに来て、そのブルーシートで中のものが囲ってあるという状況は変な疑念を持ったりします。

そういうわけで、今も専門の業者とか、保健所とかというふうなことをおっしゃいましたが、実際に、そういう部分をクリアして、間もなくというふうにおっしゃいましたが、施設の建設に入るということも考えると、もう、そう時間を置いておれないなというふうに私は思うんですが、大体いつごろと、相手があることなので、なかなか難しいかもわかりませんが、その時間に合わせて、やはり附帯決議に書いておくこともですね、クリアしていただけるのかなというふうに思っておりますので、目途と言いますか、それをお聞かせ願えればというふうに思いますが。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ご質問にお答えしたいと思います。

確かに、議員のご質問のように、現場はブルーシートをかぶせた状況になっております。不審といいますか、懸念を抱かれるのはごもっともだと思います。非常に心配をしておりました最近出てきた埋没物の中で、これはアスベストではないかなという心配がありました。そういったものが出てきましたので、最悪、アスベストの場合には飛散をしてもいけませんので、保健所なんかと相談をする中で、ああいった格好で上を覆っております。つい最近、その検査結果が出まして、幸い、心配をいたしておりましたアスベストではなくて、ガラスワールのようなものなので、通常の処理をすればいいと、もしもアスベストであれば、飛散をすればいけませんので、その除去の工事につきましても、細心の注意を払ってしなければならない、当然、事業費も膨大な事業費がかかりますけども、そういった心配がなかったということがわかりましたので、あとは通常の産業廃棄物の処理で済みますので、そういった意味では、さっき申し上げましたように、ものがわかって、保健所のほうにも確認して、除去の方法、処分の方法も確認をしましたので、あとは専門の業者に、じゃあこのぐらいの量があるから、これを専門業者の方にお世話になったら、どのぐらいお金が要するのかという最後の積算を、今、していただいております。その上で、京都府や丹後織物工業組合との三者協議を、また、近に進めて、一定の決着を、早い段階で行っていききたいと思います。

議員もご心配されてますように、今お聞きしてますのは、あそこの特別養護老人ホームをはじめとした施設整備の入札なんですけども、11月1日が入札というふうにお聞きしております。そういった意味では、確かに議員ご指摘のようにあまり日にちはありませんけども、埋没物の中身がわかって、あともう数日で積算ができます。その後、関係者の話し合いをすれば、施設の着工、工期に影響を与えることはないだろうというふうに思っております。

議 長（井田義之） ここで2時50分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時35分）

（再開 午後 2時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開をいたします。

始めますまでに、皆さんにお願いというのか、今後の進め方についてご報告をしておきます。

本日、例えば残業になりましても、午後5時を過ぎましても、一般会計の決算認定については、きょう済ませるという格好で進めますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

それでは、決算に対する塩見議員の質問を続行いたします。

塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） 今、副町長から答弁をいただきまして、埋設物については特に問題になるようなものではないということをお聞きしまして、一安心をしました。今月中の造成工事の完了も目指しているというふうな雰囲気にとれる答弁もいただきました。そういう部分で、ぜひ今後とも丹工や京都府との話し合いもあると思いますが、ぜひ精力的に、そこら辺をこなしていただきまして、早くいい報告が、また聞かせていただけるように、努力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。以上、質問終わります。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 本当に加工場の跡地の問題、議会の皆様には大変ご心配をおかけしました。

先ほど申し上げましたように、最後、心配をいたしておりましたアスベストらしきものが、ガラスウールのようなもので、特に問題はないということが判明しましたので、議員が、ご指摘されましたように、これから精力的に関係者の話し合い、そして、その後、残っておる部分の整地、そして、そういった格好で、あの土地を整地をいたしまして、この後、施設の整備がスムーズに進みますように、最大限の努力をしてみたいと思います。

- 5 番（塩見 晋） これで終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 7番、伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、3回目の質問をさせていただきたいと思っています。

今回は税の滞納問題と、いわゆる税金の広域連合、いわゆる京都地方税機構問題ですね、これについて質問します。

6月議会でも、この件はお伺いしましたが、その上に立って幾つか質問をさせていただくことになります。まず、当初、ご存じだと思いますが、地方税だけが、この対象だったんですが、国税も対象になるというふうになりました。しかも、この決算議会でも、そのことでの滞納問題での質問があつて、改めてお伺いしたいと思っています。現年度分の未納分まで地方税機構の中に送っている、こういうようなニュアンスの答弁があつたわけですが、間違いないかどうか、昨年度分だけではなかったのかというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

現年度分の滞納の分も税機構のほうに送っているかというご質問でございます。町のほうで滞納がありましたら、督促状というのを outsending してもらっております。その督促状につきましては、現年度分も、もちろん outsending してもらっておりますので、その督促状を outsending いただいた後は、

税機構のほうに送っておりますので、結論から言いますと現年度分も税機構のほうに徴収移管として送っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そうしますと、現年分の滞納については、与謝野町では督促を出すだけと、こういふことで、いわゆる心こもるといふか、丁寧な滞納対策というのは行わず、地方税機構に行くと、こういふことでいいわけですね。

ほんなら次の質問です。6月議会でも質問しましたが、滞納分の入金処理についてですけども、本町でも、また多くの自治体でも、国保税の滞納については優先的に現年度分に入金するという措置が多く自治体でされています。今回、前年度分までの入金処理を優先するということが処理をしてきました。これは6月議会で指摘したところなんです。この点で、いふなら現年度分を優先しないとすると、いろんな問題が起きるんじゃないかというふうには思っているんですが、この点はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

税の滞納分の収納の優先ということで、ご質問だと思います。一つ、基本的には滞納がふえんようにしていくということで、まず、税をいただくときには、その現年度分をもらいあわせていただきます。滞納がふえていかないうような手だてをさせていただいて、過年度分、滞納、もともとの滞納分につきましては、延滞金の関係がありますので、延滞金ができるだけかからないということで、古いもんからというふうなことで、そういう仕分けの中で税の納付をいただいていくというふうには考えております。現年が、まず優先していただいて、ふえないようにしていくと、古い分の中につきましては、延滞金がかからないように、古い分から処理していくというふうな処理だというふうに思っています。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁では、国保の扱いをどうするかという点が、ちょっと明確ではなかったんで、国保も同じような扱いなんですか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 基本的な考え方は、町税も国保税も同じというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 国保税について、あえて私が取り上げたのは、6月議会でも申し上げましたけども、一昨年から昨年度分にかけて、一般会計からのほり込みして、投入をして、税の引き上げを抑えて努力してきたわけですね。ところが、その限界もあって、本年度、23年度分については1割ほど上がったという、国保税がね。そういう経過があります。

滞納の回収で、今、課長が答弁されたような処理だとするとね、結論から言うと国保税の、いふなら収納率が下がってくると、現年度分のね。そうすると、いろんなペナルティーとか出てきますよね。これはもう皆さんご承知のとおりです。そうなることが、町の主体性、町のスタンスからすると、もう少し丁寧に言うと、課税権を持っているはずの本町の最も重要な滞納対策、税の中でも滞納対策の方針が貫けないということになるんじゃないですか。いかがですか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

収納率が下がった場合の国保のペナルティーというご質問がございました。国、府でいいます特別調整交付金等で収納率が大幅に下がった場合というふうなことを踏まえて、ペナルティーと申しますか、そういった制度もございます。ただし、決められておる中では収納率が80%台とか、90%前半であるとか、そういった低い収納率の場合にペナルティーがあるというふうなことがございます。

あわせて、ペナルティーの内訳としましては、地方単独事業といたしまして、地方単独事業の充実によって受診機会がふえるような施策をとっている場合に、今、ペナルティーもあるというふうにもお聞かせいただいておりますし、あわせて、平成20年度から特定健診が制度化されましたけれども、そのメタボの改善率が一定、割合が低くなるというような自治体には後期高齢者の支援金の加算、減算のペナルティーがあるというふうな制度が決められておる中で、収納率の話で申しますと、与謝野町には、先ほどの80%後半、90%前半というふうな収納率では与謝野町はありませんので、ペナルティーには当てはまらないということだと思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の話は、いわゆるペナルティーの側面での話ですよ。納税者本人からすると、納税者スタンスで見ると、例えば滞納した場合どうなるかと、それは、例えば期限つき保険証というか、短期証の発行になるとか、こういうことが起きますよね。この辺はクリアできるんですか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 滞納によります納税者側のペナルティーと申しますか、そういったことにつきましては、現制度の中では前年度の納付額が2分の1未満に達する場合は、3カ月の短期証を出すというふうなことで、与謝野町は運営をさせていただいております。資格証については発行していません。

それから、国の指導によりまして、滞納者の中で高校生以下のお子さんがいらっしゃる家庭につきましては、6カ月以上の証を出すというふうな取り決めがありますので、その対応に沿った形で短期証を発行しているという現状でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ということは、今お認めになったわけですが、いわゆる短期証の発行はあり得るわけですね。そういうリスクがクリアできないと、そういうことですね。問題はそこですよ。現年度分に、満額でなくてもいった場合はどうなりますか、短期証は。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えをいたします。

2年に一度、8月に国保証の更新をいたします。その時点で前年度の納付額の2分の1を超えているか、超えていないかが一つの判断基準でさせていただいております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） となると、やはりそれも完全にクリアはできないと、そういうリスクが伴っているということですよ。だから、さっきから、以前からそうですが、旧町のときから、今、言う

とるように国保税優先で、現年度ですよ。特に国保税については現年度優先で処理をしてきたと、しかし、税機構のやり方は、そうでなくて、旧年度、旧年度で前々のやつから埋めていくという処置でしょう。これでは、そういう、今、リスクはクリアできないということになりますよね。

その点は、私は税機構に、6月議会で言いましたが、税機構に改善を求めるべきだと、ほかの町でもどういう基準に乗っているのかというのは、そうじゃないんだと、できるんだというんなら別ですけども、そういうことは改善をさせるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 国保税につきまして、税目間での優先徴収というのは取り扱いとしてないというふうに聞いております。すなわち町民税、固定資産税、国保税とあった場合に、国保税を優先して多く納めるといいますか、そういったことはないというふうなことでございます。

国保税をいただいた中で、現年度と過年度を、どちらを優先するんかといえ、現年度を優先するというのでございます。過年度について、残っておる分は、古い順番から延滞金のあるものが発生してきますので、古い年度から順番にいただいていくということになっております。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁はクリアすることやね、明確にクリアできるんやね、今、いろんな、僕が問題、指摘した点はクリアできるという答弁なんやね。問題が起こらないと、短期証の発行もあり得ないということやね、今の話では。

議長（井田義之） 伊藤議員。再度質問してください。

7 番（伊藤幸男） 2回目やこれ。議長・・・。

議長（井田義之） わかってる、もう1点だけ言うたって。伊藤議員、時間が延びるで。

7 番（伊藤幸男） 時間が延びるんで、僕は焦ってるねん。

今の指摘したペナルティーの問題や短期証の発行の可能性の問題や、答弁聞きましたよ。しかし、条件がついてますよね。だけど、そのことをクリアしないとだめなんでしょう。現年度処理じゃなくて、滞納年の過去のやつから埋めていくというんなら、そのことは完全クリアはできないわけやろう。一人でも短期証の発行は少なくするという立場に立ったら、前にも、冒頭に言いましたように、町の滞納方針、かつての。その方針が貫徹ことになるじゃないですか。そうじゃないんですか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 私が理解不足なのか、ちょっとご質問の意味がよくわからないんですが、現年優先と申し上げても、短期証の発行でいえば納税額の2分の1をクリアするかしないかが問題でありますので、納めていただく額によってクリアできるか、できないかということが起きてくるというふうに思います。ちょっと答弁になってないかわからないですが。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もうようけあるので、1点だけ言うときますね。

町税の収納率は実はね、わずかだけでも上がっているわけでしょう。そうですね。しかし、国保税の収納率は下がってるんですよ。上がっているのは、また言わんなんけど、ほんまに回りとどい人やね。

上がっているのはあれですよ。国保が上がっているのはね、一般医療じゃないんですよ。退職

者医療の分が総じて上がってるんですよ、そうでしょう。全体でいうてマイナスじゃないですか。一般医療の場合をずっと見たら、前年度というのは21年、22年比較でいうたらマイナスになっているんじゃないですか。上がってますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 収納率のご質問にお答えいたします。

伊藤議員ご発言のように、一般被保険者の医療分につきましては、前年度が93.96%、22年度が93.76%と0.2ポイント下がっております。一方、退職被保険者の医療分につきましては、前年度が90.78%、22年度が95.36%というふうなことで、4ポイント以上上がっているという状況でございます。それを全体といたしまして、一般、退職全体の中では21年度が93.66%、それから、22年度が93.78%と0.12%ですか、アップをしております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） ともかく今、言ってるようにね、一般医療の場合は下がってるんですよ。下がってるの、ここが問題じゃないかということを行っているんです。次にいきます。

次の質問、税務課の総務委員会に提出された関連資料の3ですね、ちょっとようけ3があるんですけども。いわゆる地方税機構の団体別の徴収実績です。これを見ますと。

ごめんなさい。地方税機構の資料によりますと、滞納処分の件数について数字を出しています。全体としては、不動産が747件とか、ずっとあるんですけども、本町の場合の件数は幾らになっているか、金額も含めてお世話になりたいと思います。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいと思いますが、質問のほうで滞納処分の件数ということで、差し押さえ等のところでございます。よろしいですね。

その本町の差し押さえ等の状況ということで、京都税機構、丹後事務所のほうから資料をいただいております。本町につきましては、平成20年度中の差し押さえが565万8,000円、そのうち配当といいたししょうか、入ってきてる分が508万2,000円ということでございます。

7番（伊藤幸男） 全体やね、それは。差し押さえの。差し押さえの全体やね。

税務課長（植田弘志） 差し押さえの件数、全体像ですか。

7番（伊藤幸男） 件数は。

税務課長（植田弘志） 本町の分につきましては61件の差し押さえで、人員としては51人分で、61件の差し押さえを行っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 詳細に、この一覧表ではわからんですね。明細というか、その中身。

例えば、不動産だったら、動産だったら、それから、債券でいえば貯金とかいろいろありますよね。その詳細な明細はわからないですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） お答えしたいと思います。

金額のところの詳細は持ち合わせておりませんが、先ほど件数のところで61件、全部

のをいいました。その中で主なところの件数でいきますと預金が27件、あと信用金庫とかJAなどの出資金というのがありますけど、それらが23件ということで、ここで大体50件ということで、それらが主なものでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 詳細にわかっていたらいいんですけども、当初、聞いているところでは、そういう明細はなかなか手に入らないと、ずれがあるということで聞かせてもらえなかったんで、お尋ねしました。

ともかく次の質問に移ります。法人税の課税の問題について移ります。

これは6月議会でも言いましたが、外部委託ということになってますので、まず、昨年度の全員協議会が出された、これは資料ですから、ちょっと取り上げたいと思ってます。これも6月議会で言いましたが、申告センターの補助業務の問題で、民間委託はなじまないということを私自身も言ったわけですけども、それは簡単に言って偽装請負の、いわゆる違法性が、可能性が出てくるという、違法の、という問題です。また、税業務が、補助業務といっても、今、計画の中身を調べますと、税機構職員と連帯して、その請け負いの方々が行うわけであり、例えば滞納者への電話や督促ですね、電話督促、こういう行為の後、その結果を共同徴収支援システムに登録すると、こういう仕事です。

これ自体が、本来言われている税業務の中身です。本来、税業務の中身です。これは問題だと思うんですね。税機構の職員と連携すること自体も、先に述べたように偽装請負になりかねない事態です。一々上司に言って、わかりますね。請負を、上司に言って、そこかから指示を受けるなんてことは実際はできないんですよ。こういう問題をどうとらえているかお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

税機構のほうで外部委託を今回されるということになっております。その中で偽装請負にならないかということでございますけれども、税機構のほうも、その問題については十分把握されていると思っておりますので、偽装請負にならないように処理されるというふうに認識しております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） ならないようにするのは当たり前なんですが、そこが避けられないんじゃないかと、全国にも、こういう例は出てましてね、実際、現場で仕事をしないと、できないの。効率的にならないの。請負業者の派遣社員とやらないと、直接。上司にやったんでは時間が足りなくて、結局、無駄な業務ということになるという点です。それは課長自身も勉強してください。

それから、この点でもう1点、言っておくと、先ほど言いましたよね、作業の中で臨時的に雇われる人が結構いるんですね。税業務の「ぜ」の字もわからない人間が一から特訓すると、その人は1年後にはすぐ首切られると、こういうことが起きているんですよ。ですから、本当に、それが効率的なのかどうなのか、親切的な税務業務ができるのか、ここは問われる問題だと、次の質問に移ります。

現在の催促センターには4名の臨時職員がいます。計画ではこれに3名の臨時職員をふやして、

週3日間の、しかも午後2時から夜の8時までの勤務を予定しているということです。ここは、公的な組織である税機構、いわゆる広域連合が一日6時間、週3日間の短時間勤務者を生み出し、初めからワーキングプアを広げることになると、つくり出すことになるということです。この点はいかがですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

催告センターの中で、時間的に2時から8時までですか、そういうような感じで勤務をするということで、機構のほうは、初めから、そのワーキングプアをつくるんじゃないかというふうなご質問かと思えます。

ワーキングプアというものが、今回の機構だけの問題なのかというところがあるかと思えます。いろんなところでワーキングプアとか言われておりますけれども、機構の中だけじゃなくて、それは、どういうんですか、社会といたしましょうか、そういうところで検討すべき問題ではないのかなというふうに思っております。

機構が、今回の催告センターを開設するに当たり、ワーキングプアができるかどうかと言われてますと、ちょっとお答えがなかなかできないというふうに、これでご勘弁がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今のワーキングプアになる、実際になるんじゃないかと、それは状況から見たらそうですね。安く仕上げるということが中心なんですから、何億カットするんでしょう。費用を今度。だから、その結果がこれですよ。結局、安い人間だったら使うという思想ですよ。そこが問題でしょう。その点は、またやります。

税機構の問題、最後の質問です。先ほどから質問しましたが、6月議会でも述べました。税機構がどんどん、今のような形で先走りをしている感じがするんですね。我々は後追い、この現場は、町の側は後追い、ほかの自治体でもそういう状況が生まれています。認識がついていけないんですよ。こっちの体制が。今の国保の対応でもそうです。これでね、先ほども言いましたが、本来、町が独自の権限として課税権を持っている。税については、そういう立場が町に与えられているのに、憲法で。このことを補償できるのかと、今後ともいうふうに思うんですね。この点は課長は、どのようにお考えですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問にお答えしたいというふうに思っております。

税機構のほうは、どんどん先に進んでいって、構成団体のほうは後から、後追いになっているんじゃないかというふうなご質問だったと思えます。確かに、私も4月に税務課のほうに参りまして、税機構のほうの勉強もさせていただきまして、そういう部分も一部あるんじゃないかなというふうには思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） もう時間が、もうちょっとあるね、延ばしてもらえるんだね。

ともかく6月議会でも述べました。それはもう最後はあれですが、まとめますけども、滞納整理についての税機構の対応基準、ここの、もう恐るべき感覚のずれ、それから差し押さえについ

でも、これも対応基準が、そんなことほっといたらええみたいな答弁をする。それから、またもう一つは、いわゆる処分ですよね。執行停止などの、この基準についても生活保護基準の1.2という、回ってきた府下の自治体の基準がありますよ。京都府自身もそうですよ。それを1.0、生活保護でもぎりぎりまでいくと、こういうことがやたらにどんどんいくと、それもあなた方自身が6月議会でも知らなかったと、聞いとったんかもわかりませんが、それを容認するという態度が、今、質問したところですよ。ですから、そんなことではまともに、いい税務行政はできない。

最後に町長、お伺いします。こういう税機構のあり方がどんどん出てきているんですが、町長の見解をお伺いしときたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 中身について、ある程度、どこまでわかっているかというか、書面どおりのことしか、私自身は正直申し上げてわかりません。議長も税機構の議会へ出ておられますので、我々じゃなしに、議会でのこうした論議を、やっぱりそういった議会に上げていただくということもあわせて必要ではないかなと思います。

ただ、やはりもともと税機構ができたのは、あまりにも滞納がふえてくると、やはりその滞納の整理を市町村の小さいところではなかなかできかねるという部分の中で、やはり皆さんの理解を得る中で、少しでもそうした滞納が少なくなるような、そういうためにやっております。そうしたことが、できるだけ滞納が起これないようにということでもですけども、それも含め町民の方の下支えをしていく中で、町としては独自の、いろいろな施策を打つ中で、例えば中学校までの、卒業までの医療費の無料を試みたり、そういう形で他の施策で町としても努力をしているということも、ぜひお認めいただきたいと思いますし、やはりルールはルールとして、ある程度の、そうしたきちっとした対応は必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

7 番（伊藤幸男） 以上で終わりますけれども、今の答弁でも僕は受けとめ方が甘過ぎると思いますね。事の事態がどんどん連合のほうが進んでいるので。

議 長（井田義之） 終わりました。

7 番（伊藤幸男） いや、若干時間はあるはずですよ。ということで、ぜひ、そこは十分検討していただきますようお願いして、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、3回目の質問をさせていただきたいというふうに思っております。

町長に伺います。行政には、いわゆる4年サイクル、それから3年サイクル、1年サイクル、これがあるそうです。4年サイクルというのは、いわゆる選挙です。3年サイクルというのは、いわゆる人事です。大体3年ぐらいでポジションを交代すると、これが一般的だというふうにならなっています。もう一つ、1年サイクルというのが、いわゆる予算ですね、予算は単年度周期と、これが、いわゆる自治体の4年サイクル、3年サイクル、1年サイクルと、このように言われておるといふようなことでもあります。

町長、当選されて、もう来年の4月で2年になるんですね。そのときにいろいろな公約とありますが、マニフェストを掲げて選挙に出馬をされました。取り組みたい重要な10項目とい

うのも記載をされておりまして、ほとんど手をつけられるか、あるいは見通しがついたというふうな状況ではないかなというふうに思っています。まだ、出てこないのが学校の適正規模、適正配置、これはまだ、前にいってないというのが、中では知りません、内部の検討は。我々には、どこまでどうだということは聞いてません。

ごみ処理の取り組みについても、町長の任期中には、恐らくそれは無理です、2年数カ月では、しかし、枠組みも決まり、ある一定の方向性が出る、あるいは、事業展開の出発ができるというふうなところまできたんではないかなというふうに思っております。

庁舎問題、総合計画にもありますけれども、今回、町長が提案されて、加悦庁舎に総合庁舎をしたいと、こういう提案をされている最中でございます。私は、いろんな意見はあります。打たぬ鐘は鳴らぬということがあるんですね。打たなければ鐘は鳴らない。今回、鐘は鳴らしていただいたというふうに思っております。でも、少し鳴り過ぎたのかなというふうにも思っております。その中で、糸井議員さんからも質問がありました。その答弁の中でも住民の理解が、あるいは協力が得られなければ、なかなか前へは進めない。これが一つです。

それから、もう一つは12月に条例提案されようとしておったのを、12月はやらないと、これが二つです。この二つの、いわゆる方向性を出されたというふうに思っておりますけれども、それより踏み込んだ答弁というのは、一般質問の中でもなかったというふうに思っております。

議会の議論を聞きたいとか、いろんな町民の皆さんの意見の集約をしたいとか、そういうことを答弁されておりまして、それ以後、踏み込んだ方向性というのか、お考えは聞いておりませんが、いづごろそういう形といいますか、条例提案を、いづごろしたいとか、あるいはいづごろまでに、その総合庁舎のめどをつけたいとかいう目標といいますか、目的といいますか、そういうことが、今、お考えでしたら、聞かせていただけたらありがたいというふうに思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 総合庁舎の件につきましては、総合計画もありますように、そうした総合庁舎に向けての検討すること。また、その検討委員会を立ち上げることというふうにございます。その言葉どおり、総合庁舎について、これは内部でしたけれども、一つの、私の務めとして、そうしたものを検討させていただきました。検討委員会についてはどうするという事は、まだ答えは出しておりません。まずは、町民の皆さんの意見が聞きたいということで、一応、ある程度、同じ土俵からスタートしたいということで、1回の、そうした住民説明会を開催させていただいて、それに対して、いろいろなご意見を、24区、回らせていただいて聞かせていただきました。いろんな意見がございました。やはりそれも重く受けとめる必要がありますし、その住民説明会の中でも検討委員会の件も出ておりました。そのときに申し上げたのは、やはり一たん持ち帰らせてほしいと、一たん持ち帰って、もう一度よく検討した上で、次をお世話になりたいというふうなつもりで申し上げました。

この間の一般質問の中でも申し上げましたけれども、この議会中でございますし、終わった後、じっくりと、そうしたことについて、庁舎内で、まだ、検討するところまで至っておりません。ですけれども、何らかの形で、今度また、町のほうから皆さん方にボールを投げかけたいというふうに思っております。まず、やはり何回かの、やはりキャッチボールが必要だと思いますので、そうした中で、どうしていくという方向性を見きわめていきたいというふうに思っております。

特別委員会の議会のほうも、いろいろ請願を受けられまして、それらについても、今なかなか答え、すぐに出せるものでもございませんし、町の考え方、また議会の考え方、町民の皆さんの考え方、やはりそうしたものを行き来させることによって、一定の方向性が見出せるものではないかなというふうに思っておりますので、いつまでという、いつごろということについては、今この場でお答えすることはできません。

ただ言えることは、やはり多くの皆さんの合意が得る努力をしたいし、そうした方向が定まってくれば、議会にも提案するということになるかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 町民の皆さんとのキャッチボールということは今もおっしゃいましたし、たびたび町長、この場でも発言されておりますし、懇談会の中でも、そういう言い回しがあるわけですが、こうしたいろんな町民の皆さんの意見を24区、回って、いわゆる与謝野町じゅう、お聞きになったわけですね。その意見を踏まえてキャッチボールをしたいというのは、どういうキャッチボールなのか、ちょっとお考えがあったらお聞きしたいというふうに思っております。それが1点と。

4年サイクルということを申し上げました。大体、行政というのは、選挙の前というのは、やはり町民の皆さんから見て、ちょっと嫌だなど。例えば公共料金の値上げであるとか、そういうことはやらないというのが鉄則なんです。いうのは選挙があるからです。ですから、こういう中間のときというのが一番タイミング的にはいいと、そういう思いもあって、庁舎のことも提案されたのかなというふうな思いも一つは持っています。

もう一つは、学校の適正規模、適正配置ですけれども、教育委員会に検討といいますか、お願いをしているということだろうというふうに思うんですけれども、その予定といいますか、いつごろ、その上がってくるのか、これは教育長だと思いますけれども、お願いをしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） キャッチボールの話ですけれども、いろんな方法があるというふうに思っております。

さっきも言いましたように説明会で皆さんに説明し、そして、地域懇談会で多くの意見を聞かせていただいた、今度は、それを受けて、どういった形で進めていくかというふうなことをやはり今回、また、住民の皆さんにお返しするという、そういうことになるかというふうに思っております。

具体的に今すぐに、まだ検討するところまでいっておりませんが、あらかたの私自身の思いの中には、一定の絵がかけておりますので、そうしたものがまとまれば、まちづくり本部会等でも自分の考え方を言った中で、いい方法をとっていきたいというふうに思っております。

それから、教育委員会の件ですけれども、一定のまとめをしていただきました。それらについては、その教育委員会の考え方だけでは進めませんし、また、行政のほうは保育所のかかわりの中で、そうした考え方も提出されております。それらを、やはりもう少しよくこなして、どういう形で皆さん方にお返しするかといいますか、もちろん議会も当然そうでしょうし、それらのことも、もう少し考えた中で検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、4年の選挙があるのでということですけど、私自身はそういう考え方ではなしに、やはり合併してから10年が、大変重要な時期だというふうに思いますし、たまたま私が預らせていただいている、この時期がちょうど10年の折り返しの時点でございますので、そうしたことを考えると、やはり今ここで一定の考え方を皆さんにお示しする必要があるという、そういう思いでございます。

議員の皆さんも4年ということが大変重要なポイントになろうかと思えますけれども、一番初めに町長にならせていただいたときも、それはやはり新しい町、与謝野町ができましたので、やはりそうした基礎をつくっていく、そして次は、それを具体的に将来の10年後、それからもう少し先を見据えた中で、その基盤というものをきちっとしたものにしていかなければならないというふうに思った上で、今回、10のマニフェストを出させていただきました。

就任しましてすぐに町報にも、その中身については詳しくは、なかなかあれですけども、思いとしては述べさせていただいております。そうした気持ちは変わっておりません。今後、これから先に向けては、住民の皆さんにも厳しい選択をしていただかなければならないことが多々あると思います。しかし、それらが大きく住民生活にかかわるものであればあるほど、やはりキャッチボールといいますか、住民の皆さんの、どういう選択をされるかということが大事なことになるかというふうに思っておりますので、鐘が鳴り過ぎたとおっしゃいましたけれども、やはりこれだけ関心を持っていただいたということは、それらに対して真剣に皆さん考えていただいているんだというふうに私は受けとめさせていただいております。

答弁になったかどうかわかりませんが、以上です。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 次、一般的に言われております3年サイクル、いわゆる、これ人事の異動というのが、一般的には3年ぐらいでされるのが普通だという、これ一般的ですよ、一般的な話なんですから。いうふうに言われています。でも、なぜ3年なのかということなんです。ということは一つのポジションに長くおりますと、いわゆる悪い意味で言いますと、癒着が生まれかねないというふうなこともなきにしもあらず。

もう一つは、自分のポジションだけではなしに広い範囲で、広い視野で仕事ができる。あるいはいろんなものを吸収できるということも一つにはあるんだろうというふうに、私自身は思っています。これは、人事というのは町長の裁量です。我々がとやかく、どうのこうのということではございません。ですが、考え方として伺っておきたいということです。

合併しまして6年目です。その間、理事者席をずっと見渡してみますと、その間、かわられない課長さん方もあります。退職されたところには、新しい課長さんがポジションに、当然のことですが、つかれます。

太田町長の人事を見せていただいておりますと、余りころころ変えない人事だというふうに思うんですね。今、申し上げましたように、一般的には3年か4年ぐらいでかわるのが普通だということなんですけれども、人事についての、町長のお考えがお持ちでしたら、この際、聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員にちょっとお願いいたします。

大変、タイムリーな質問だと、大事な質問だということを理解いたしますけれども、今は一般

質問の時間ではありません。22年度の決算認定でありますので、できるだけ、それに沿った質問にさせていただくようお願いいたします。

太田町長。

町長（太田貴美） 確かに数字的なものではない。この考え方の問題を問うておられるんだというふうに思います。なかなか人事は非常に難しいものがございます。新しい職員の人事につきましても、今まででもいろいろと悩み、したこともございます。新しく入った職員が、やはり一から、今までだったら先輩方に習ってというふうなことがございましたけれども、これだけテンポが速くなってまいりますと、なかなか指導をして、次を育てていくというところまでは、なかなか自分の職務があつたりして難しいところがございます。

また、中間は中間職で、あまり同じところへ長くいると、さっきおっしゃったような、たるみが出てくるということもありますけれども、おおむね3年という言われ方をしている部分も、ある程度そうした理にかなったことではないかなというふうに思っていますが、現実にはなかなかそうはいかないということもございます。

お答えになるかどうかわかりませんが、得意分野、あるいは専門的なことがだんだん要求される状況になってきますと、専門職としての役割をしていくということになりますと、長い期間、同じ職種といえますか、そういうところにずっといるということが、ますますふえるんじゃないかなというふうに思っております。ある程度の資格を持ったものの必要性といえますか、そうしたものが多くなってまいりましたので、ですから、適材適所ということが言われておりますけれども、3年ごとになりますと、ここは一番初め適材適所だと思っておりますも、それを変えると全く不得意のところに行くかもわかりませんし、できるだけ若いうちにいろんな課を経験しておくということが、後に大きな力になると思いますので、できるだけ若い人はいろんな部門に、課に所属できるような、そういう配慮も必要かなというふうに思っております。

とりあえず、今、課長が定年退職等々でやめていく時期でございます。そのためには大体予測されますので、次を育てていくということも大事なことになってきますし、あらゆることを考えますと、人事はいつも悩ましいものだというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それでは、質問を変えます。

災害のことについてお伺いをします。防災対策です。ことしの3月11日には、東日本大震災が起きました。この間は奈良県、和歌山県を中心に台風12号、13号という台風が襲来をしまして、非常に大きな災害が起きたと、この町はおかげさんで大雨が降らずに、台風直撃することなく、本当にありがたかったかなというふうに思っております。

このハザードマップにもあるんですけども避難準備、あるいは避難勧告、避難指示と、こういうふうに記載をされています。この行政の対応というのが非常に大事ではないかなというふうに思っています。避難所に行く途中に災害に遭われたとか、水に流されたとか、こういう方もおられます。この避難勧告、避難指示を出すタイミング、これは非常に今、喫緊の課題といえますか、大変重要な部分になってくるだろうというふうに思っています。

デジタル行政無線も整備をされました。FM告知も整備をされました。この避難準備、避難勧告、避難指示ですね、これはもちろんデジタル行政無線も通し、あるいは、FM告知も通し住民

の皆さんに知らせるといことになるんだらうというふうに思いますけれども、このいろんな勧告や指示を出すのに基準というのはあるんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、議員、ご質問でございます。

一応、一定の避難勧告、避難指示につきましては基準を持っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） どういう基準ですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変申しわけございません。ちょっと資料を持ってきておりませんので、申しわけございません。

議長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

4時10分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時50分）

（再開 午後 4時10分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、決算認定についての今田議員の質疑を続行いたします。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問にお答えをいたします。

今、発令基準ということでございます。発令基準につきましては洪水被害、それから土砂災害、高潮等の災害、この3点について基準を設けております。

例で申し上げます。洪水災害につきましては避難準備、避難勧告、避難指示といったことになっておりまして、野田川の堂谷橋が警戒水位3.5メートルに達したときは避難準備と、これは達して、なお水位の上昇が予測される時、どんどんどん上流で雨が降っておるときは避難準備の情報を出すという基準になっております。

それから避難勧告につきましては、野田川が雨量が4.1メートル、堂谷橋でございます。危険水位に達して、それからまた、さらに雨が1時間後に4.8メートルに達すると予想される時などに避難勧告という基準になっております。

それから、避難指示につきましては、野田川が危険水位4.8メートルに達したとき、これは達した段階で、野田川の堤防の決壊のおそれがあるといった場合につきましては、避難指示ということになっております。

その他、土砂災害につきましても、いわゆる大雨警報が発令されているのは当然でございますが、近隣で土砂災害の前兆、この前兆というのが、なかなかわかりにくいんですけども、わき水、地下水の濁り、それから、そういったものの変化があった、発見されたときといったことになっております。また、避難勧告につきましては、大雨警報が出ておるわけですけども、これにつきましても、土砂災害の前兆、斜面のはらみ、それから道路等へのクラック発生など、こういったものが見受けられたときは、避難勧告となっております。

それから、避難指示につきましては、その近隣、住居の近隣で土砂災害が発生したとき、それから山鳴りや立木の流出、それから斜面の亀裂など、こういったものが発見されたときには、避難

指示といったものになっております。

また、高潮につきましても定めておまして、高潮注意報、また、波浪注意報が発令され、いわゆる越えてくるという、高潮が越えてきて住家に危険性が高いと判断されるときといったものが避難準備になっておまして、避難勧告につきましては、波浪警報が出されまして、さらにもう越えてくるといった危険性が最も高いと判断されるときというのが避難勧告でございまして、避難指示につきましては、もう決壊が、海岸の堤防の決壊や倒壊があって、それから決壊したときなどにつきましては、避難指示を下していくと、こういった基準になっております。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今、大雨の場合ですけれども、堂谷橋を例にとりて、いわゆる危険水位の報告をいただきました。水位の観測計ですね、これは寺田橋と、今、課長がおっしゃった堂谷橋、この2カ所に設置をされています。雨量計が滝の河川公園、それから堂谷橋と、この2カ所です。大雨の、野田川の水位を例にとりてみますと、いわゆる寺田橋、堂谷橋は基準が、もう一目でわかると、避難勧告、避難指示がすぐに出せると、こういう状況です。

しかし、今回の奈良県、和歌山県でも、そうだったんですけれども、その周辺部の避難指示、避難勧告というのが非常に出しにくいといえますか、タイミングがわかりづらいというのは、こういう水位計なり、あるいは雨量計が設置されていない。だから、周辺部というのは、なかなか目が届きにくいと、こういう事例が今回の台風でも発生をいたしました。そこではらん注意水位、警戒水位ということで香河川が石川橋で1.8メートル、それから岩屋川、これ四辻橋で1.9メートルと、こういう基準というのがあるんですけれども、ほかのところは、それが無いように思うんです。

その避難指示や避難勧告の基準、あるいは、そういう勧告ができていく状況になっているのではないかなというふうに思うんですが、そこらあたりはどのようにお考えですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、議員がおっしゃったとおりで、なかなか避難準備、避難勧告を出すというのが、どうしても数値的な基準を持っていないと、なかなか難しいということがございます。今、寺田橋、それから堂谷橋というのを見ました。常にこれにつきましては、ご承知のとおり水位がわかります。それから、当町につきましては、滝地区の降り方を見ております。そうした中で今後の予想をさせていただいております。今、香河川のところもございました。台風23号の当町を襲いました件も、決壊まで、なかなか予想がつかなかったというのが事実だと思います。

したがって、今後、見直しをしていく中で、いわゆる下のところの水位計は、河川の水位計が、水位の観測所があるわけでございますけれども、上流部においても、やはりそういった観測所が設けられるものかどうかということは当然、今度は防災会議でございます。防災会議には京都府の土木事務所、京都府もご出席、委員としてお世話になっております。

そういったことも含めまして、昨今では本当に集中的な豪雨が降るといったことで、どこも大変な防災体制の取り組みを苦慮されておるのが現状でございまして、今、議員がおっしゃいましたように、例えば、この野田川の上流につきましても、そういった観測所が設けて、いわゆる判断の基準となるものが無いかなというふうに私どもは思っておりますので、また防災会議等でご審議をいただきたいと思いますと思っております。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

今の質問の中で、加悦地域の関係がございましたので、補足で説明させていただきたいと思っております。台風23号のときに、この加悦地域のほうで堤防決壊だとかというふうなことが起こりまして、それ以後、今、順気橋で、その橋があると思えますけれども、そのところに黄色いマークと赤い表示をさせていただきました。そこで、一定、その水位がくると避難をしていただいたり、あるいは、これ以上降ると決壊するだろうというふうなマークをさせていただいたというふうに思っておりますし、これは滝川の野田川との合流点の部分につきましても、そういった表示をさせていただいたというふうに思っております。水位計を、なかなかつくるといふうなことは大変かもわかりませんが、そういった表示をして、だれが見てもわかりやすいというふうなことをすることは必要なことではないかというふうに思っております。今後、そういうふうなことも含めまして、総務課のほうと調整をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 水位計はないけれども、いわゆる色を塗って危険水位を表示しているというふうな答弁があったんですが、そういう箇所をできるだけふやしていただくと、一目で町民の人が見て、これは危ないなという目で意識ができると、このことも非常に大事な観点だというふうに思っていますので、ふやしていただけたらというふうに思います。

それから、周辺部の雨量の関係ですけれども、気象ロボットということで加悦町が設置したとき、まだ、いまだに機能はしてるんですね。ですから、それを正式に公表したり、発表したりというのはできないというふうには聞いています。だけど、一つの基準として、その表示が上がってくるわけですから、どれだけの雨量が降ったということは、ですから、それも十分に参考にさせていただいて、その地域の防災対策に、ぜひ役立てていただきたいなというふうに思っています。

それからもう一つ、デジタル行政無線を屋外に設置をしてあります。中にもFMがあるわけですが、今回の奈良県、和歌山県でもそうですけれども、雨の音で、何か言ってるようだけれども、何がなんだかかわからないと、こういう声が非常に多いんですね。それをなかなか解消する方法なんていうのは難しいかもわかりません。頼りになるのはFM告知です。それからテレビの情報やラジオの情報、あるいはインターネットの情報が非常に大事になってくるというふうに思うんですが、これだけ高齢世帯が多くなりますと、インターネットだ何だということは難しいです。FMの告知ですけれども、今、ついでなのが82.何%ということですが、あと十数%、17~18%あるんですが、住宅もあるということなんで、残っているということなんで、かなり、どれだけいくかわかりませんが、ぜひこれは全家庭につけていただくように、これから努力をしていただきたいというふうに思います。いかがですか。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、ご質問にお答えします。

確かに、災害が起こるような状態になりますと、屋外でデジタル防災行政無線、なかなか屋内には聞こえにくいといったことは起きてくると思います。そういった意味でFM告知は大変お知

らせをするのに有効な手段だというふうに考えております。これは一つ検討とさせていただきますということに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） この防災計画の中にもあるんですけれども、計画の理念、この4番目です。災害発生時には、まず、自分の生命財産は自分で守るという心構えで行動することが基本になりますと、このことをやっぱり住民に啓蒙するということも非常に大事だというふうに思っています。

この間の新聞にも、「てんでんこ」という言葉が載ってるんですね。自分の判断で避難をする。このことを促すというのが、これからの防災対策でも非常に大事だというふうに思っておりますので、ぜひこれからも啓蒙をしていただきたいというふうに思っています。

実際、災害が起きれば、各庁舎に職員の方が配置をされるということを知っています。それぞれの庁舎のチーフはだれなのか。それから、地域でいろんな災害が起きた、だれに、この地域はどこに、だれに連絡をすればいいのか教えてください。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） まず、職員体制でございます。

3庁舎でございます。本部は当然、町長以下、総務課、それから地域振興課、それから庁舎につきましては、それぞれ支部長ということで各地域振興課長を充てております。その後、地域につきましては、それぞれ区長さんに注意報、警報が鳴った段階で区長さんをお願いして地域の避難態勢、それらにつきましては、区長を通じて連絡体制をとらせていただいております。

議長（井田義之） 今田議員、終わりました。

1 6 番（今田博文） 一つ抜けてるんですけど、答弁が。いざというときに、どこのだれに、区長さんを通じてということになるんでしょうけれども、災害の情報だとか、そういうことはだれに言うたらいいんですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、役場は3庁舎でございます。3庁舎のどこでも連絡をいただきましたら。

1 6 番（今田博文） どこでも。

総務課長（奥野 稔） はい。それは地域が違いましても、地域の中で、そういった情報は流すようにしていますので、それは3庁舎いずれ、どこの庁舎にかけていただいても、それは情報は行き渡るように、そういうふうに考えております。

1 6 番（今田博文） 終わります。

議長（井田義之） 次、質疑お願いいたします。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） それでは、22年決算について、3回目の質問をお願いしたいと思います。午前中の2回目で、ちょっとまだ、若干残ってございましたので、よろしく願いいたします。

まず、有線テレビなんです。参考資料の101ページでございます。3番の有線テレビのインターネット事業について、若干お伺いしたいと思います。ネットの利用戸数ですね、これは2,320戸、全体の25.5%ですか、ということで記載されております。それで、有線テレビ全体のAプランからDプランですかね、これの利用件数ですけど、加入率82.5%ですか、

ということでネットの利用件数に関しては、まだ、低いのかなというふうに、私は考えております。ネットというのも、かなり普及している時代ですし、ネットはされていても、まだ、ADSL等を利用されている町内の方もたくさんいはるんじゃないかなというふうに考えておるわけですが、ここの部分はですね、ふえない理由といたしますか、原因というか、そこら辺のところをつかんでおられましたら、お願いしたいです。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまご質問のありましたKYTネットのほうの加入率が低いのではないかとご質問ですけれども、25.5%ということで、旧加悦町時代のときにも、そのぐらいの加入率でした。地域が拡大して、そういった戸数的には大変ふえたわけですが、率としては同じくらいということでございます。ただ、インターネット環境につきましては、確かにKYTネットもありますが、NTT、あるいはYahoo!とか、いろいろなプロバイダーといたしますか、ほかにも回線がございますので、そちらの利用されている方も引き続きおられるということになっております。利用料金の差もあります。それでKYTネットのほうは、若干利用料金としては安いのではないかなと思っておりますが、ただ、サービス内容的に、IP電話というのをKYTネットでは、まだ実施はしておりません。多額の経費がかかったり、セキュリティが大変だったということもあるんですけども、そういった分が、Yahoo!ですと、そういったサービスを実施しておられるということで、特に遠距離で通信をされる場合、電話代が無料であるということのメリットが大きいというのがあったり、また、回線をかえずに、そのままNTTのまま利用し続けたほうが経費がかからないとか、KYTネットの乗りかえ経費が要らないというふうなことで、KYTネットと、それから、NTTのほうの回線を引き続き利用されている方が、まだ、おられるのではないかなということをおもっております。ただ、どのぐらいの利用率が、それぞれのどのぐらい戸数があるのかという数字については、十分把握はしておりません。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ありがとうございます。

課長おっしゃいましたように、確かにIP電話ですね、これを利用したいという方が、かなりいはるのかなという、そういう声も多くあるのではないかなという気はしておるんですけども、これを導入するに当たりますと、多額の費用と、それから運営が難しい、いかなれば安定性が、さらに求められるという点で、ちょっとその点のところはちょっと難しいかなという気は、私はいたしております。

それで、利用料金は確かに安いのかなという感じはするんですが、先ほど、加悦町時代のこともおっしゃいましたけども、回線の速度、これについては、確かに遅いというようなご意見もあるかと思うんですけども、これについて対策をされたことがあれば、お知らせください。

議長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをさせていただきたいと思います。

インターネットの速度につきましては、当初3本といたしますか、ベストエフォートの3本の専用線を使っておりました。今議会にも補正ということで変更をさせていただいたんですけども、3本のうちの1本を100メガの、常時100メガで利用できるようにということで、回線の太

さを広くしております。どうしても夜間に利用が集中したときに、速度が遅くなるというご家庭があったということで、途中から3本のうちの1本を100メガの完全待機にさせていただきまして、それでスピードについては、今のところは順調に使っていただいております。

ちなみに、スピードにつきましては、10メガまでのプランと、30メガまでのプランと、100メガまでのプランと3コースございまして、特に30メガとか100メガで夜間、おくれというか、遅くなるという傾向があったんですけども、モニタリングをしていただいておりますご家庭では、それはもう解消したというふうに聞いております。

ただ、また今後インターネットも利用のデータ量がふえてきております。映像なんかにつきましては、かなりのデータ量のやりとりがありますので、また、回線がどうしても遅くなったり、不自由になった場合については、もう少し回線を太くするような措置を講ずる必要が出てくるのではないかとこのふうにも思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 回線の速度は1回線固定していただいたということで、その辺のところは改善されとるのかなというふうに理解させていただきました。

先ほどおっしゃいましたように、映像ですね。YouTubeとかの利用も結構多いのかなという、ますます、この情報量が多くなってきて、また、速度が落ちるようなことも考えられなくもないので、今後、また回線が早くなったということで、今から利用者の方もふえていただけるのかなというふうに思っておりますし、ぜひ、努力をしていただきたいと思います。

次、質問を変えたいと思います。参考資料の173ページをお願いします。これの6番ですね、小・中学校の職員休憩室整備事業、これについてちょっと課長にお伺いしたいと思います。昨年、22年度は猛暑でありまして、大変暑いなという年でございました。そこで猛暑対策をとということで、昨年も質問をさせていただきましたけれども、22年度に、いろいろな工夫だとか、取り組みをされたということをお聞きしておりますが、その成果と、熱中症等にかかられたお子さんがいなかったかどうか、その点、おわかりでしたらお願いします。

議 長（井田義之） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

173ページの部分については、教職員の休憩室の整備事業でございます。学校というのはなかなか教職員の休憩室がないということで、22年度、空き部屋というんですか、そこを改修しまして、それぞれ休憩室を設けさせてもらいました。

それから、昨年、熱中症というんですか、猛暑になっております。熱中症で倒れたというようなことはございませんが、エアコンではなしに扇風機を急遽、購入等も、それから保護者の皆さんにもお世話になりまして、臨時的に配置をしまして、熱中症対策をとっております。ある学校では、廊下のほうに冷水器を置いて、それが、生徒が使いやすいように工夫もしております。昨年については、大きなそういった事故は発生はしてございません。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） そういう事故が発生してないということで安心いたしました。音楽室とかも、そういう、ついとるところもあるようにお聞きしとるんですけども、気分が悪くなったりとか、職

員室のほうで休めるような状況があるのは、大変よいことだなというふうに思っております。

そこで、今後の、今、現状をお聞きしとりますと、一部の地域の一部の教室、これにエアコンが設置ということをお聞きしとるんですけれども、今後の設置等のご検討をされておれば、お願いしたいと思います。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

どなたかの質問で、推進課長のほうがお答えしたと思いますけれども、現在、設置されておりますのは、各学校共通的には職員室、保健室等、校長室、それから、特別教室の、特にパソコン関係、それらにつきましては、共通的にエアコンを設置しております。

それから、旧加悦町におきましては、6年生の教室、それから中学校は3年生の普通教室の方にエアコンを設置しております。

旧加悦町におかれましては、一つ理念がございまして、6年生、3年生につきましては、次のステージがあるから、しっかり勉強をするためにということで、早くつけたようなんですけれども、その後、計画があったようございまして、23号台風で断念せざるを得なかったというふうにお聞きしております。私どもとしてみましたら、なかって、そして加悦町のほうが早くつけていただいとりましたら、合併の暁には平準化ということで、ほかの学校にもつけやすかったと、そのように思っとるわけなんですけれども、しかし、今、確かに日本の状況というのは、すべて教室を快適にしてやっていこうという、そういう状況が進行していることは事実でございます。京都府においても、ご存じのとおり府立高校におきましては全教室、冷房完備という状況になっとるわけでございます。しかしながら、本町にとりまして9小学校、そして2中学校、そして組合1という、そういう学校数の中におきましては、普通教室に設置していくとすると膨大な数になります。一教室あたり300万円か、それぐらいはかかるはずでございます。

そうしますと、今すぐそのようなことにはいきません。いずれにしろ将来、学校の適正規模、適正配置は避けられませんので、その暁には、そのような設備を充実していかなければならないとは思っております。その間は、扇風機等でしのいでいきたいと、そのように考えているところです。以上です。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ありがとうございます。

今後、適正規模、適正配置、この段階で一気にとは申しませんので、徐々にでもふやしていただきたいと、要望したいと思います。昨年度、消防省が発表しました2010年6月1日から9月31日まで、この熱中症で搬送された方は5万6,119人、これ救急車で搬送され、171人の方が亡くなられておるといふ、このように発表されております。

中でも、熱中症の多く発生した地域では、エアコンの普及率も多くなっているというデータもありまして、こういうような事故が起こらない前に、対策を前向きに検討していただきたいと、このようにお願いしまして、私の3回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（井田義之） 1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、3回目、最後の質問をいたします。

まず、企画財政課長に質問します。さきに今田議員が交付税を取り上げられて、とりわけ33年度に12億円減るという問題について、理解できないということで取り上げられました。私もこの点については理解できないと思っていまして、前にも、その点は指摘したことがあります。

答弁では、21年の基準を27年にかえてという、あるいは交付税がふえてという答弁がありましたが、簡単に言えば交付税がふえるということは、行政にとっては非常にありがたいと、しかし、ふえれば、33年に減る分がふえて困ると、結局、交付税がふえると困ることになりますよね。こういう理屈にはならないと思うんですが、どういう理屈を立てればいいのか、お聞きいたしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

一本算定になる平成33年度の普通交付税です。普通交付税の見込み額、現時点でのシミュレーションによる見込み額ですけれども36億5,200万円を見込んでおります。これに対しまして12億円の減額が生じるとしてしておりますのは、普通交付税がピークになるであろう平成27年度の見込みの普通交付税との差を申し上げておるわけでございます。その平成27年度の現時点での見込み額が48億3,000万円ということでございます。

先ほどの数字と差し引きをいたしますと11億7,800万円になろうかというふうに思っております。これを丸めて12億円ということを上申しているということでございます。これは近年、交付税がふえてきております。見込みとしては、平成27年度までふえ続けるであろうというふうに見ております。このふえる要素として二つ大まかにあって、一つには普通交付税の算定の中に用いられる単位費用も近年、国の施策によって上げていただいている分があるということと、それから補正係数が上がるということによって、ふえてきているわけですけれども、加えて公債費、いわゆる有線テレビ事業をはじめ合併特例債等の交付税算入のある事業に取り組んできておりますので、その元金の償還に対して交付税算入があるということが、たくさん事業に取り組んでいることによってふえてきているという要素と二つございまして、現在、平成23年度よりも27年度に向けては交付税総額、普通交付税の総額が引き上がっていくだろうというふうに見ております。

したがって、借金をしたことによって交付税が返ってくる額がふえるということは喜ばしくも悲しくもあるというところがあるかというふうに思っております。ただ言えることは、33年から一本算定になるということによって、大きく、現在の合併算定に比べると、そこで大きく変わってくるという要素があって、10年後から非常に大きな財政事情が厳しくなる状況が生まれてくるということがあるのではないかというふうに見込んであるということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 資料の18ページに交付税の普通交付税、特別交付税があります。これは21年に比べれば大きくふえています。約3億円以上ふえていますね、近くですか。このふえた理由はなんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 参考資料18ページのちょうど中ほどでございますが、地方交付税の中の普

通交付税を平成22年度決算と21年度決算を比べて約3億3,600万円ふえているということでございます。これにつきまして、先ほども申し上げましたが、二つの要素があるんじゃないかと思っております。一つは、公債費の伸びによって元利償還金に対する交付税算入分の増額の部分と、それから補正係数等の、あるいは単位費用等の増額、これらによって、この額が増額になってきているというふうに見ております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 20年度と比べれば5億円ふえてるわけですね。そういうふうにして交付税がふえているのは事実です。それで今後、いわゆる公債費等の交付税算入分がふえていくということで、27年までふえるということになってます。

例えば特例債などは27年まで発行されますね。ということは27年の償還が始まるのは2年後か3年後からですね。ということは、その部分は29年とか30年までふえ続けるということではないですか。

それから、いわゆる臨時財政対策債も年々ふえていきますね。だから、その部分は最高は29年、30年までふえ続けると、全体では27年で下がっていきますがということでもいいでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

そういうことでございます。普通交付税の額は、合併算定がえから一本算定になることによって、大きく減る部分もございますけれども、今ご指摘のように、公債費は逆に伸びております。伸びる分と、公債費が伸びるというよりも、公債費に加えられる交付税算入分、これは逆にふえて、減る要素とふえる要素を合算すると27年度と33年度と比べて約12億円減ると、そういう見込みがあるということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そのふえる公債費の交付税算入というのは、この一本化算定で減るわけではないというふうに思っていますが、これも減るんでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

一本算定になることによって、公債費が減るということは、公債費の項目としての交付税が減るということはありません。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、言われましたように、確かに交付税はふえていきますけれども、その中には一本算定に関係ない部分がふえていってる分があるわけですね。それも含めて比較をしてですよ、そして基準が変わったから、12億円にふえて、それだけ減らさんなんと、今から。こういう形の組み立て自身がおかしいから、一番最初に言ったことが、理屈が合わないということになるんじゃないかというふうに思うんですね。そもそも22年の、この交付税の中で、一本算定にかかわって減額になると見込めるのは幾らですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、平成27年度と一本算定になる33年度とを比較して、交付税がふえる要素と、減る要素と合わせて12億円、トータル的には減るということでございます。

それで、合併算定から一本算定になることによる影響によって、普通交付税が減額になるだろうと見込まれる分は、その10億5,300万円という試算をしております。これだけ減るだろうというふうに見ております。

それが、ほかに公債費がふえ、事業費補正、投資補正分が減り、地域活性化雇用対策費が減りなどして、トータル的には現在、平成22年度と33年度とを比較しても約9億9,000万円の交付税が減るというふうに見込んでおりますけれども、現時点で申し上げますと、その中に占める合併算定がえから一本算定になることによって、減額となると見込まれるのは、先ほど申し上げました約10億5,300万円というふうに見ております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この10億5,000万円が、いわゆる合併で、一本算定で新しい町が行政改革で減らさなければならない正味の金額ではないかと思うんですね。交付税算入が減るというのは、それを見込んで、その部分を、交付税算入分をほかに使ってしまうと、こういう財政運営がされると当然、影響があるわけですが、こういうことをすべきではないと、そういうことをしていると、当然、33年に財政もたないと、ですから、そのことは今後、交付税、特例債がふえることがあっても、その部分を見込んで組み立てていくという形ではなしに、しっかりと、そこを抑えてですね、10億5,000万円に抑えていくと、一本算定の対象をという財政運営こそ必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

そういうことで進めていきたいというふうに思っております。一つには、今後の行政課題がいっぱいございます。それについて、今、各課に照会をしておりますけれども、それを吸い上げて取捨選択をする中で、どういった財源で、これが実行していけるのか、そういうことも財政シミュレーションに落とし、それから、特例債等の活用についても落とし、その計画に落とすしていく中で、一本算定になったときに、どのようなシミュレーションで動いていくのかとを、毎年の財政見通しを出していく中でチェックをしながら、運営をしていくということが必要なんではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 去年の9月の私の決算の質問に、当時の企画財政課長が、その当時でさえ7億円から8億円、交付税は33年に減るという答弁をされているんですね。

それから、ことしの3月には10億円ぐらいに上がったと思います。その後、さらに合併の庁舎統合の説明では12億円と、いわゆる基本が、単に21年から27年に変えたという意味だけでは済まないものが、この中には含まれていると、ですから、土台をしっかりと貫く必要があると思います。それが10億5,000万円ではないかと思います。しかも、この10億5,000万円も、本当にこれが対象かという点では私は疑わしいと思うんですね。

先ほど言いましたように、これも20年に比べれば5億円ふえとるわけですが、交付税全体が。ですから、20年を分析すれば、この10億5,000万円が、言われておった8億円とか7億

円、一本算定で減るといふ、22億円を分析すれば10億5,000万円だが、20年の交付税を分析すれば7億円、8億円かもしれない。もしそれがわかっていたらご答弁いただきたいが、そういうことになるのではないかと思うんですね。そこから、先ほど言われた補正係数が上がったり、算定単位費用が変わったということで、交付税がふえてると思います。

例えば、この補正でも就学援助のPTAなどの交付税算入が認められた分を早速対象にさせていただきました。こういう形で交付税がふやされているというものが、この中には含まれていると思います。例えば、この交付税は、就学援助の対象でふやされた交付税は一本算定になれば同じように、33年には、この補正予算の分が、収入が減るといふ内容のものでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 今の私の知識では、それはちょっと申し上げることはできませんので、勉強させていただきたいと思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それから、ほかにもこういうものがあって、ふえてる分があると思います。それから、補正係数については、同じ与謝野町が事業をしていても係数がかわって交付税を上げていただいたというものもあると思うんですね。これについては、一本算定で減る対象になるんですか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。

交付税の制度そのものは、そのときの政権といいますか、政治がどうであるかということによって大きく変わってくるということが要素としてあろうかと思っております。これまで、平成13年に小泉内閣ができたときに、皆さんも覚えておられると思いますけれども、三位一体の改革ということが言われ、国庫補助金、負担金の廃止、縮減、それから地方への税源移譲、それから交付税制度の抜本的改革ということがあって、その交付税制度の抜本的改革の意味は、交付税を抑制していくということであったわけでございます。

したがって、当町も18年に合併した後、行革大綱をつくるときに、大綱の計画期間である5年間で約20億円の行政コストを削減していかなければならない。その半分の約10億円は、5年間でいう収支見通しが、交付税が減るであろうから不足するという10億円と、残り10億円は、経常経費の削減と人件費の削減、これをうたって、20億円を目標にしてきたということですが、20年に行革の大綱を立てた直後の21年に政権が変わりまして、民主党政権になりました。それがよかったか、悪かったかは、私は言うつもりはありませんけれども、交付税の制度で申し上げましたら、単位費用が、今、言われましたように上げていただいたり、補正係数が上がったりということで、交付税の算定そのものが増加に働くということになりましたので、そういった経過を経て、今きております。

したがって、今後のことを予測するのは大変難しいわけでございまして、今、言われましたような単位費用、あるいは補正係数というのは、そのときの国の交付税の財政事情なり、社会情勢なり、そういうものを踏まえて、施策的に決められることですので、今、減るであろうとか、ふえるであろうかということは申し上げることができないということでございます。

議長（井田義之） 野村議員にお願いいたします。

5年後、10年後の財政は最も大事なことだということは十分理解できるんですが、先ほど今田議員にも申しあげましたように、22年度の決算認定を主に質疑をお願いいたします。

野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど言いましたように、行政改革がつくられた20年度の、やっぱり時点から基本に、そこから、この補正係数が変わって交付税がふえても、それが例え一本算定で落ちるにしても、ふえた分、丸々落ちるはずはないんで。そこを基本に、どれだけ減らさなければ、交付税はどれだけ減って、どれだけ、だから行政改革を減らさなければならないのかという、ここを明確にしないと、取り組むべき課題が間違えると、過大評価しても間違えるし、過小評価しても間違えます。ぜひそういう視点で、この22年の交付税は、そこから5億円ふえている。内容については、まだ把握できた答弁いただいていませんが、そういう形で、ぜひ取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 今後、毎年3月には議員さん方にも、今後の財政見通しをお示しをしながら、当初予算編成の議論をしていただくと、こういうことに今後もなるだろうと思います。

そういった中で、今、議員ご指摘の件も加味しながら、つくっていききたいというふうに思っておりますけれども、私自身が今、思っておりますのは、その1年、1年たつごとに、その時々々の制度なり、それから算定方式なり、これらが刻々変わる要素がございますので、やはり現時点でと、それから現時点で考えられる33年一本算定のときとの交付税の差に向けたシミュレーションがどう出てくるのか、それによって収支バランスがどうなるのかで、行政として、やっていける、いろんな各種の事業が逆に定まってくるのじゃないかと、そういうふうな考え方をいたしております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 少なくとも、私は今の答弁はちょっと納得できないんですけども、庁舎統合で言われた12億円を減らさなければならないという言い方は交付税は、確かに減りますが、そういう言い方は少なくとも間違いではないかと、その部分は10億5,000万円ではないか。さらに20年を基本に試算をすれば、もっと減るのではないかというふうに思っています。

次に、商工観光課長に質問します。赤松議員が第三セクターの京都府の件を質問されましたが、それへの答弁がありませんでした。つまり、その内容を認められたというふうに受けとめます。しかし、私は、その内容は違うのではないかと思っています。今までの議論の中で、これは少なくとも旧加悦町のときに、加工場の土地を京都府から借りるのに、三セクでなければ借りられないということで、形式上、三セクの形をしているだけで、ほかの三セクとは全く違うというふうに思っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

赤松議員の答弁に対してということでしたけれども、答弁漏れでございましたら、改めて申し上げますが、今のご質問とは若干、内容が違うんじゃないかなと思いますけれども、答弁とさせていただきますと、結論的には野村議員ご指摘のとおりだと私も思っています。これは18年に合併する前に、この町の出資率が、当初20%を占めておりました出資率が2%に落ちたという経

過がございます。

当初には、立ち上げます段階のときには、今ご指摘のとおり、京都府の土地であるというようなことも含めまして、第三セクターとして、もちろん京とうふかやの里を立ち上げました段階で、もともになります京とうふ藤野さん、藤野株式会社が進出されたということが基本になっておりますので、いわゆる第三セクターをつくるということになります経過の中には、野村議員がご指摘をされたとおりでというふうに思います。

従来、第三セクターとしましては、町の出資が20%以上だったというふうに思いますけれども、それ以上の出資がある会社が第三セクターとの位置づけであるというふうに、私自身も認識しておりますので、この2%で残されたという部分は最低部分として、引き続き合併後につきましても、いわゆる京都府の土地を借りるという形の中で残されたものだと、私自身は認識しておりますので、結論から申し上げまして、野村議員のご指摘のとおりだというふうに思います。

それから、赤松議員の決算につきましては、会社のいろんな考え方がございますので、いわゆる連結決算というような形も一つの手法であるというふうに思っておりますので、そういった中での流れで、この会社が運営されているというようなことも含めまして、報告としまして、答弁とさせていただきますというふうに思います。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう経過は理解してますので、そういう形できたわけですが、その土地が、もう買われたわけですから、少なくとも、この三セクとして不正常なんですね。だから直ちに、この三セクは解消することが大事であって、この内容に、町がどれだけ会計的にね、管理するかということではない。そういう点では、直ちに解消すべきだと思うんですが、前にも、これ指摘しましたが、今どうなっていますか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご指摘のとおり、昨年、町のほうが、京都府から、この土地を買って、一部を引き続き京とうふかやの里に貸しているということでございますが、2%といえども三セクであるという認識には立っております。

しかしながら、先ほどの経過の中で、土地が町有地になったということがございますので、引き続き連携、企業誘致としての連携は十分図っていかなければならないというふうに思いますけれども、会社の体系として、果たして、この形がいいのかということにつきましては、野村議員ご質問がありました段階から理事者と調整をしております。そして、会社側にも、この町有地になった段階でも、一定、話をさせていただいておりますので、理事者、私ども、それから会社側もそのことについては認識をしております。

今、そういう状況になっていないのは、一つのタイミングとしまして、考えておりますのは、今、この京とうふかやの里につきましては、設備関係をすべて与謝野町のほうへ持ってくるというような大きな計画がございます。そういった中で、町も国、府に対しまして、企業誘致であるというようなことも含め、この行動が一件落ち着いた段階で正式に、この話をさせていただいて、そういう方向に私どもとしては持っていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。

5時20分まで休憩いたします。

(休憩 午後 5時10分)

(再開 午後 5時20分)

議 長 (井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開し、22年度一般会計決算認定の質疑を続行いたします。

野村議員。

1 番 (野村生八) 次に、糸井議員が指摘をされて明らかになった、いわゆる地方自治法に照らして、適切でない予算流用を、これがされていたという問題について、私も質問いたします。

この予算の執行については、大きく言って、その予算を執行する、任命するほうのラインと、それから実際に予算を執行する、そういうほうのラインと、二つのラインがつくられています。

まず、任命権者のほうについて、事務方のトップである副町長に質問します。今回の問題について、あれから何日かたっていますが、原因を究明をされましたでしょうか。

議 長 (井田義之) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) お答えをします。

その後、関係の職員といろいろな話し合いを持ったことはあります。

議 長 (井田義之) 野村議員。

1 番 (野村生八) 話は持ったけれども、究明はされていないのかなというふうに受けとめました。先日の糸井議員の質問で、担当課長が答弁されましたが、その内容を聞いていますと、主な原因は担当課というよりも財政課、企画財政課のほうにあるというふうに思っていますが、こういう問題について、副町長として十分検討をされたのでしょうか。

議 長 (井田義之) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) 流用という関係でいきますと、会計室というよりも合議の対象であります企画財政課が、その対象だろうというふうに思います。以上でございます。

議 長 (井田義之) 野村議員。

1 番 (野村生八) その企画財政課の、どの立場の人が答弁があったような判断をされて、これを進められたのか、一職員か、課長か、そういうことはわかったのでしょうか。副町長に質問します。

議 長 (井田義之) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) 流用を必要とする現課から企画財政課へ照会といいますか、合議がありました。

とりあえず担当のほうに相談がけ、合議がありまして、その後は企画財政課のほうで一定の検討がなされたということではありますが、当時の担当課長も退職しておりませんので、とりあえず、そこまでの経過はつかんでおります。

議 長 (井田義之) 野村議員。

1 番 (野村生八) 公務員たる者、憲法や、そしてとりわけ地方自治法、町の条例を守って仕事をすする、このことは当たり前ですので、今回の件を機会に改めて徹底されるのはもちろんですが、もし誤りがあっても、それが執行されないという、このシステムが必要だと思うんですね。なぜ一担当職員か課長かは、今、答弁でわかりませんでした。なぜその方が判断したのが是正されなかったのか、これはいかがですか。

議 長 (井田義之) 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） せんだって、企画財政課長もお答えをいたしましたように款から款、あるいは特定の場合を除いて、項から項への予算流用は地方自治法で禁止をされております。そのことは企画財政課の職員に限らず、職員の多くが承知をいたしておりますけども、結果として、ああいう事態になったということは、予算流用にかかる問題意識が希薄だったと言わざるを得ないと思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それだけではなくて、町長が任命権者として支出を命令するまでに、それが是正される仕組みが機能していなかったという問題もあると思うんですね。

私は、内容、詳しくわかりませんので、今の答弁では、例えば思いますのには、当然、企画財政課で支出の内容が決められたときに、上に上げられるときに、その内容が正確に伝わって、それで上での判断がされるということが条例でも、地方自治法でも決められてますよね。その正確に内容が上に上がっていなかったと、ここに問題があるのではないかと思えるんですが、この点はいかがですか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 流用に関して、本来ですとペーパーの形できちっと決裁を取ることになっておりますけども、それが徹底をしていなかったということが言えようかと思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この任命権者の側の今、指摘した問題について、事務方のトップとして、しっかり原因究明をしていただく必要があるというふうに思っています。

もう一方の執行権者の側ですね、この点で言えば、なぜ会計室でわからなかったのかというふうに思うんですが、会計室いかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほどの答弁で申し上げましたように、流用に関しましては会計室は通じませんので、流用の事実は会計室では把握できなかったかと思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 以前は収入役があって、この任命権者と執行権者が独立をしていて、町長が支出を命令されても、収入役は、それを拒否するという形、あるいは決算の調整は収入役が責任をもってやるということになっていました。今この収入役はなくなっているんですね。現在はどのような形になっていますか、副町長。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員がおっしゃいましたように収入役、あるいは都道府県にあつては出納長という役職は、平成18年の地方自治法の改正で現在はありません。かわりに各地方公共団体には会計管理者1名を置くということが決まっております。

今ご指摘がありましたように、予算の執行機関、支出を命令する機関と、実際に、その会計を行う会計機関は、従来から分離がなされておまして、お互い内部牽制が働いておりました。その考え方は、平成18年の地方自治法の改正で、従来は特別職であつて、議会の同意も得た収入役がおったわけですけども、平成18年の改正で一般職員が会計管理者ということになりました。しかしながら、出納その他、会計事務の執行についての独立の権限を有するという考え方につき

ましては、会計管理者も同じ考え方で法改正がなされております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 会計管理者が同じ立場で仕事ができる権限が与えられているという答弁だったと思います。しかし、その内容がわからなければ、その権利の行使のしようがないのではないのでしょうか。いかがですか。

予算流用したかどうかはわからないのでは。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ちょっとお答えが的違いかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、会計管理者は一般職の職員であります。仮に予算執行機関、町長のほうから誤った支出命令がかかったとしても、例えば予算がないであるとか、あるいは債務が確定してないとかいう理由で会計管理者が、それを拒むことはできますし、そのことをもって懲罰の対象にはならないということだというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど言われたように、違法な予算流用があっても、わからないというふうに言われましたよね。わからなければ、それを行使できないのではないのでしょうか。

もう1点は時間がないので、地方自治法条例ではそうなっているんですが、現実には会計室の仕事は、そういうチェックをしながら支出をする、そういう体制になっていますか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 少し先ほどのお答えと変わってくるかもしれませんが、流用したいという、そういったことに関しては会計室はかかわっておりませんが、流用後の伝票については、もちろん会計室へ回ります。そのときに会計室は流用されて、この伝票が執行されているんだなということは確認できますけども、それは企画財政課のほうと合議がなされた結果ということで、詳しく個々の伝票を時間をかけて精査をすれば気づいたのかもしれませんが、合議の結果、流用の結果しか会計室はわからないということでもあります。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 執行権者の独立したチェック機能が、今回の件では働きようがなかったと、これもですね、しっかり検証する必要があるというふうに思っています。

次に、会計管理者について、これは代理が認められています。この会計室に今、出納員はおられますでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ご質問の中で、今、会計室に出納員がおっしゃいましたけども、与謝野町には出納員は現在、従来からおりません。おっしゃっている意味は、会計室長、従来の会計管理者である会計室長が体調を崩して休んでおるとのことだろうと思います。

確かに地方自治法の中では会計管理者に事故あるときは、代理をさせることができるという規程がございます。これは会計管理者に事故がある場合において、なおかつ、必要がある場合においては一般職、補助機関である職員に、その事務を代理させることができるという規程でございまして、必要があるときはということでございます。現在、会計管理者である会計室長は病気で休んでおりますが7月の時点から3カ月の診断が出ておりまして、まだ、状態が3カ月後に、再

び職場復帰ができるのかという判断、見きわめも必要でありましたので、しばらくは会計事務に支障がないという判断で、今のところは代理は置いておりません。

議 長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午後 5時36分）

（再開 午後 5時39分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を開きます。

ここで改めて5時50分まで休憩いたします。

（休憩 午後 5時39分）

（再開 午後 5時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、平成22年度決算認定に対する質疑を続行いたします。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 遅くなってから貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

先ほどの私の答弁で、ちょっとわかりにくい誤解を与えるような答弁がございましたので、改めて職務代理について答弁をさせていただきたいと思えます。

会計管理者の事務の代理につきましては、地方自治法の第170条で、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、補助機関である職員に、その事務を代理させることができるという規程がございます。

私、先ほどの答弁の中で会計管理者に事故がある場合において、なおかつ必要があるときは、代理を置くことができる。しかし、今回は会計事務に支障がないから、その代理はないというようなことを申し上げたかと思えますが、現実には会計管理者に事故がある状況がございまして、現在、会計室の職員の中で、実務的に、その事務を代理をさせておりますので、先ほど申し上げた、私が申し上げたかったのは、職務代理のような格好で改めて発令をしたり、辞令を交付したり、そういった立場の人間はないという意味で申し上げたんですが、今、申し上げましたように、その事務を代理させることができるということで、会計室の職員が現実には事務を代理しておりますので、ちょっとわかりにくい答弁になったかもしれませんが、訂正をさせていただきます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 条例では、代理は出納員の中から、上位の者を選任するということになっております。つまり条例が、この二つの任命権者と執行権者でチェックすると、こういう内容にふさわしい内容に変わっていないという問題もあります。

副町長にお伺いします。今回の事件は、大変大きな問題を含んでいるという、早急に、こういう問題をチェックする、改善する必要があると思えますが、そういう自覚があるのかどうか、直ちにそれに手をつけていただけるのかどうか。

それから、町長には、企画財政課の権限が、あまりにも強くなり過ぎているのではないかと、こういう行政機能の、こういう部分も含めて、改めて検討していただく必要があると思っておりますが、これらの点について質問して終わりにしたいと思えます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問が2点あったかと思えます。

まず1点目、現在、与謝野町には与謝野町会計管理者、職務代理者を定める規則というものが、平成18年3月1日に制定をされまして、19年3月に改正をいたしております。

先ほど、議員がおっしゃいましたように、よくよく見てみますと、平成18年の地方自治法の改正を正確に受けた内容になっておりませんので、この規則につきましても、早急に見直しを図りたいと思えます。

それから、今回の問題に端を發しまして、早速、企画財政課、あるいは関係の職員と再発防止、それから職員の研修、それから一定のシステム上の問題、こういったことに関しましては、早速検討を始めておりますので、早急に、こういったことが二度と起こらないように、全職員に、その改正後の内容を、それから、改善後の内容を徹底して、再発防止に努めていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） この間の議会の中で、それぞれの皆さんからご指摘いただいた件につきましては、全くそのとおりだというふうに認識しております。早急に、先ほど副町長が述べましたように、きちっとした執行、そして、それをチェックできるような体制をつくってまいりたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、最初に反対の意見を許します。

反対討論、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、平成22年度一般会計の決算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の理由につきましては、もう言うまでもなく、ただいまもありましたように、糸井議員の指摘により、一般会計と簡易水道特別会計の二つに不適切な予算の流用があったことが、わかったことです。

しかも19年度の農業集落排水特別会計でもあり、今回で2回目です。前回の糸井議員の指摘に対し、今後このようなことがないよう最善の注意を払うと言われながら、今回の事態となったことは、理解に苦しむところでございます。

また、一番の問題は不適切だと認識しながら流用を行ったことです。これは、財政課だけとか、そういう問題ではなく、それぞれの課も含めて、複数の課でまたがっているということでございます。行政内部でのチェックができないということでございます。

歳出予算の款、項は、議決科目であり、不適切な流用は議会の議決の趣旨に反し、議会の意思が無視されたということでもあります。よって、この決算を認定することはできません。以上でございます。

議長（井田義之） 次に、賛成意見の発言を許します。

9番、家城議員。

9番（家城 功） 議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定に当たり、認定すべきの立場で討論をいたします。討論に入ります前に、ことし3月11日には千年に一度と言われるような、国の基盤をも揺るがす東日本大震災が発生し、加えて安全神話に守られていた原発も、福島県の事故により将来に向けての不安と、電気に支えられている我々の生活を根底から問い直すことが迫られております。

また、さきの台風12号の被害も含め、災害をされました多くの皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた犠牲者の方に哀悼の意を表します。

いまだ避難指示が解かれず、ふるさとを離れた生活を余儀なくされている多くの皆様、また、復興の見通しのつかない地域も数多くあり、政府が先頭に立ち、国民一人一人が、この困難を乗り越えていかなければならないと感じております。一日も早い復興を心から願う次第でございます。

それでは討論に入ります。

さて、平成22年度は鳩山内閣から菅内閣に変わり、景気回復をはじめ国民生活のさらなる向上に期待が注がれましたが、我が国の経済は継続する円高の影響はもとより、諸外国の政治や社会情勢の混乱等の影響もあり、国民の暮らしは大きく疲弊し、一層厳しい状況の1年ではなかったでしょうか。

当地域でも、基幹産業の織物業においては、年間生産高が約50万反と、最盛期に比べると20分の1に落ち込んだままであり、他業種においても同様に厳しい現状に変わりはないと理解しております。そういった中、当町では町長及び町議会の選挙が行われ、第2期太田町政がスタートを切りました。第1期に築かれた骨組みに対し、どういった肉づけをしていくのかにつき重要な項目も掲げられ、平成22年度は暫定的な予算でスタートを切り、補正を繰り返し、政策に沿った事業や取り組みが進められました。財政面では一般会計において歳入総額125億8,380万円に対し、歳出総額約123億3,560万円と、形式収支では約2億4,820万円の黒字であり、繰越明許を含む繰越すべき財源を差し引いた実質収支でも約1億9,730万円の黒字決算であり、また、経常収支比率も85.2%と、行革大綱に掲げた目標をクリアした健全な財政運用がなされたと理解しております。しかし、臨時交付金事業等の臨時財政対策費を差し引いた経常収支比率を見ますと94.7%という数字であり、今後、先、交付税の減少を含め当町の財政状況は大変厳しいことには変わりなく、すべての面において、ますますの改革と見直し、また、節減が必要であると感じております。

事業では、国の臨時交付金を活用した雇用、また、道路整備、設備整備などの多くの各種事業をはじめ全国の先駆けとして評価されている住宅改修事業や防災行政無線等の情報化の整備、また、CATVの町内拡張事業など、福祉施策の充実や健康診断等の実施、また、その他の補助や助成、教育や災害対策に係る対応、これまで手のつかなかった山間地の携帯電話基地局の整備や低所得対策としての各種軽減制度も取り入れられるなど、きめ細かい充実が図られ、大変評価すべきであると感じております。

また、先ほど言いました将来、交付税の大幅な減額を考慮し、少しでもその思いの中で水道事

業の一本化に向けての減債基金の積立や有線放送施設の将来にかかる負担を想定した積み立てができたことは意義の深いところであると受けとめております。しかしながら、本議会でもいろいろな議員から指摘がありましたように、予算運用にかかる費目の誤った流用があり、留意すべき点があったこと。これは地方自治法に沿った運営から逸脱しておりますし、また、契約等における確認の甘さ、また、事業遂行に対しての手法など、指定管理や第三セクターのあり方や見直しの検討など、多くの問題や課題もあったのではないかと感じております。

将来に向けての財政を危惧する声も非常に多く、いま一層の改善や見直しが早急に求められるのではないかと考えております。

私は一般質問でも、町の主役は町民、町民の方が安全で安心のできる暮らしをしていく上で、行政は今よりも一歩前進した発想の中で考え、取り組み、結果につなげる必要があると述べさせていただきました。もちろん、我々議員にかけられた期待や責務も大きいと感じております。

最後になりますが、先日、ある会合がありまして、ある方のあいさつの中に、困難の中には必ず解決策がついているというお話を聞き、大変共感をいたしました。

どんな困難にも必ず探せば、解決策がくっついているんだというような中から、困難にぶつかっても立ち向かっていくことが大事だというようなお話でございました。いま一度、それぞれの役割の中で、この困難と言われる現状を打開すべきではないかと感じております。

希望ある与謝野町を、将来を担う若い世代や子供たちに引き継いでいくためにも、今後、行革の一層の推進、総合計画に沿った施策の充実、それに対し、渾身の努力がなされることを大いに期待し、賛成討論とさせていただきます。

議長（井田義之） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 続いて、賛成討論はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 私は、日本共産党与謝野町議員団を代表し、2010年度一般会計決算の認定に対する賛成討論を行います。

今回の決算は太田町政2期目のスタートであり、与謝野町政5年目という区切りの決算であります。

旧3町が与謝野町に合併し、急速に進む少子高齢化と過疎化のもとで、また地域経済が一段と厳しくなる中で、新町まちづくり計画に続く総合計画に基づいて、この5年間、住民の一体感の醸成と安心・安全なまちづくりを続けてきました。その内容は、住民の情報の共有のための光ファイバーのKYTネット事業をはじめ町営バスの運行、福祉のまちづくりとしての旧町ごとの施設整備、健康診断、産業振興ビジョンの策定と具体化。住民の声を聞くための町政懇談会を、毎年全24区で開催するなど、意欲的に取り組んできました。同時にそこには、自治体の最も重要な責務である福祉の向上、増進や、地域循環型経済、持続可能なまちづくり、住民の声を重視した町政運営など、基本的な立場が貫かれています。

このような町政運営の上に昨年度決算では町の指導性を発揮した、どこでも安心プランのグループホームなど、小規模多機能施設の整備、大きな仕事づくりと地域経済効果をつくり出してい

る民家の住宅新築改修助成事業、産業振興基本条例策定への取り組み、光ファイバーのKYT有線テレビネット事業の拡充、地域住民との協働を模索したりフレカやの里再開への取り組みや、加悦中学校建てかえ、橋立中学校給食化の準備、また、旧加悦加工場跡には特養ホームはじめ在宅介護複合施設、障害者就労支援施設、訪問介護ステーションの4団体共同による新しい時代にふさわしい地域共生型福祉施設の建設、既に岩滝、野田川地域でも実施している子育て支援センターの加悦地域での実施、日本脳炎予防接種ワクチンの実施、緊急雇用対策事業の拡充、滝、金屋地域連合組織に集落活性化のための支援策として、命の里事業実施など、これらは近隣町村にはない施策であり、多くの住民に大変大きな安心感を与えています。よって、昨年度で予定された、これらの事業が有効に実施されたと認定します。

さて、現在、自民公明政治を変えてほしいという期待で生まれた民主党政権のもとで、暮らし、福祉、教育の公約は次々と破られ、前政権と変わらない状況に大きく後退しています。そのために国民の営業と暮らしは、国民生活のあらゆる分野で危機的状況に追い込まれています。また、3月の東日本大震災と人災である原発の重大事故が起き、すべての国民や自治体が総力を挙げて復旧、復興に取り組み、国民世論も大きく変化しています。世論調査でも原発をなくす方向を示しているのに、政府は事故究明が大前提だと言いながら、原発の再稼働に踏み出そうとしています。こうした中で、与謝野町政には多くの課題を抱えています。第一に3月の大震災でも明らかになったように、役場の指示がなくても自主的に対応できる地域組織が強く求められています。住民の声で進める町政をさらに前に進める上でも、住民みずからが町政に参加する住民自治のまちづくりが今ほど求められているときはありません。その仕組みづくりが、私たちが主張してきた地域協議会の創設です。

第二に前政権から広がった格差と貧困を是正し、だれもがいつでも、どこでも安心して福祉や医療、保育や教育が受けられる町政へと、さらに前進させることが強く求められています。

第三に原発事故対策を含む災害に強いまちづくりは、福祉や暮らしを守ることにつながります。現在の世界じゅうにある原発の技術は、本質的に未完成で、完全な災害対策が見出せていないという極めて危険なものです。日本は世界有数の大地震と津波の国であり、活断層の近くにある福井原発が安全という保障は全くありません。防災計画の抜本の見直しや救命救急センターの設置など、防災とともに町民の命を守る安心・安全なまちづくりが大切ではないでしょうか。

第四にごみの広域処理問題や京都地方税機構の問題、庁舎統合問題など、少なくない課題も山積しています。また、本年度決算は違法な予算流用の処理があったことが決算審議の中で明らかになりました。政策的なひずみや逸脱、私的流用ではなく、また、住民に直接迷惑を与えるようなことではない。また、議会が認めた予算を執行したものである。しかし、職員自身が違法な処理に気づきながら予算流用の会計処理をしていたことは断じて許されるものではありません。今後については、その行為の発生原因の徹底的な究明とともに、厳しい総轄、反省と責任の明確化、二度と起こさない再発防止の体制を強く求めます。国の政治が直接住民生活に大変な影響を与えてきたことは多くの町民が実感しています。現在の民主党政権がますます自民党返りをしているもとで、厳しい情勢ですが、与謝野町政を合併後4年間で前進させ、2010年度も、さらに大きく前進させてきたことに確信を持ち、住民とともに職員集団と一緒に総合計画の着実な実現に向け、さらに前に発展させることを心から期待し、本決算の認定に対する賛成討論といた

します。

議 長（井田義之） 次に、反対討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、賛成討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第97号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。
よって、議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。
ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 6時16分）

（再開 午後 6時18分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。
お諮りいたします。

ただいま認定されました議案第97号に関し、「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。今、お配りしました議案書、ちょっと1カ所、訂正がありますので、よろしくお願ひします。

1枚めくっていただきまして、受付印の押してあるところでございます。その一番下の行ですが、上記の議案を与謝野町会議規則となっておりますが、与謝野町議会会議規則、与謝野町の後に議会を挿入してください。

それでは、議長の名を受けましたので、議案を朗読させていただきます。

議員発議第2号 平成23年10月4日

与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会議員 糸井満雄

賛成者 与謝野町議会議員 谷口忠弘

賛成者 与謝野町議会議員 今田博文

賛成者 与謝野町議会議員 伊藤幸男

賛成者 与謝野町議会議員 有吉 正

「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）について

上記の議案を与謝野町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

以上でございます。

議長（井田義之） 提出者より提案説明を求めます。

14番、糸井満雄議員。

14番（糸井満雄） それでは、ただいま上程がありました議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について、附帯決議を提出させていただきますので、どうぞ皆さん方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、（案）につきまして申し上げ、皆さん方のご賛同を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）

「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」の教育費の中で、大江山運動公園のグラウンド北側にある休憩所のトイレ浄化槽の修理にかかる予算について、5項社会教育費の若者センター管理運営事業から、6項保健体育費の屋外体育施設管理運営事業に予算流用しており、項から項への予算流用となっている。これは、地方自治法第220条第2項の規定に反する違法な予算の執行であることは明白である。

さらに、この規定を認識していながら、違法な執行を行ったことは、重ねて重大な責任がある。ついては、今後の予算の執行に当たり、下記事項に十分留意されるよう強く要請する。

記

1. 予算の執行に当たっては、法令遵守を徹底するとともに、財務規則に準拠し、適正に執行されたい。

2. 予算執行に関して、チェック体制を強化し、誤りを事前に防止できるシステムの構築及び職員研修に努めること。

以上、決議する。

平成23年10月4日 京都府与謝郡与謝野町議会

以上でございますので、どうぞよろしくご賛同のほどお願ひを申し上げます。

議長（井田義之） これより提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

糸井議員、自席にお戻りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、「議案第97号 平成22年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について」に関する附帯決議（案）は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、あす10月5日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（延会 午後 6時26分）